

第1章 計画策定の背景と見直しの趣旨

計画策定の背景



御嵩町（以下、「本町」といいます。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、平成19(2007)年3月に御嵩町一般廃棄物処理基本計画を策定し、平成29年(2017年)3月には、御嵩町第2次一般廃棄物処理基本計画(以下、「本計画」といいます。)を策定し、「シンプルライフみたけ」を目指す姿に掲げ、大量消費・大量廃棄の時代から「持続可能な社会」へ変えていく循環型社会システムの構築を目指し、廃棄物の減量・資源化と適正な処理を推進してきました。

循環型社会とは、廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し、適正な廃棄物の処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のことです。

本町は、平成25(2013)年3月に内閣府より「環境モデル都市」に選定され、低炭素社会の実現に向けて先駆的な取組にチャレンジしている都市として、温室効果ガスの大きな吸収源である森林の再生を目指すことと、企業や各家庭からの温室効果ガス排出量の削減を推進しています。

また、平成27年(2015年)には、国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、「持続可能な開発目標(SDGs)」として2030年を年限とする17のゴールと169のターゲットが採択されました。

環境省における「ごみ処理基本計画策定指針(平成28年(2016年)9月)」では、概ね5年ごとに計画の見直しを行うことが適当であるとされており、上記の社会情勢及び令和2年度(2020年度)における新型コロナウイルス拡大防止による生活環境の影響のほか、本町の現状を踏まえて本計画を見直しするものです。

環境省における「ごみ処理基本計画策定指針(平成28年(2016年)9月)」では、概ね5年ごとに計画の見直しを行うことが適当であるとされており、上記の社会情勢及び令和2年度(2020年度)における新型コロナウイルス拡大防止による生活環境の影響のほか、本町の現状を踏まえて本計画を見直しするものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1. 計画の位置づけ

本計画と関連計画の位置づけは、図 1-1 に示すとおりです。

本計画は、本町総合計画及び本町環境基本計画で示された将来像を目指すための一般廃棄物分野における計画として、国が示す廃棄物処理法に基づく基本方針や循環型社会形成推進基本法の趣旨に則った計画です。

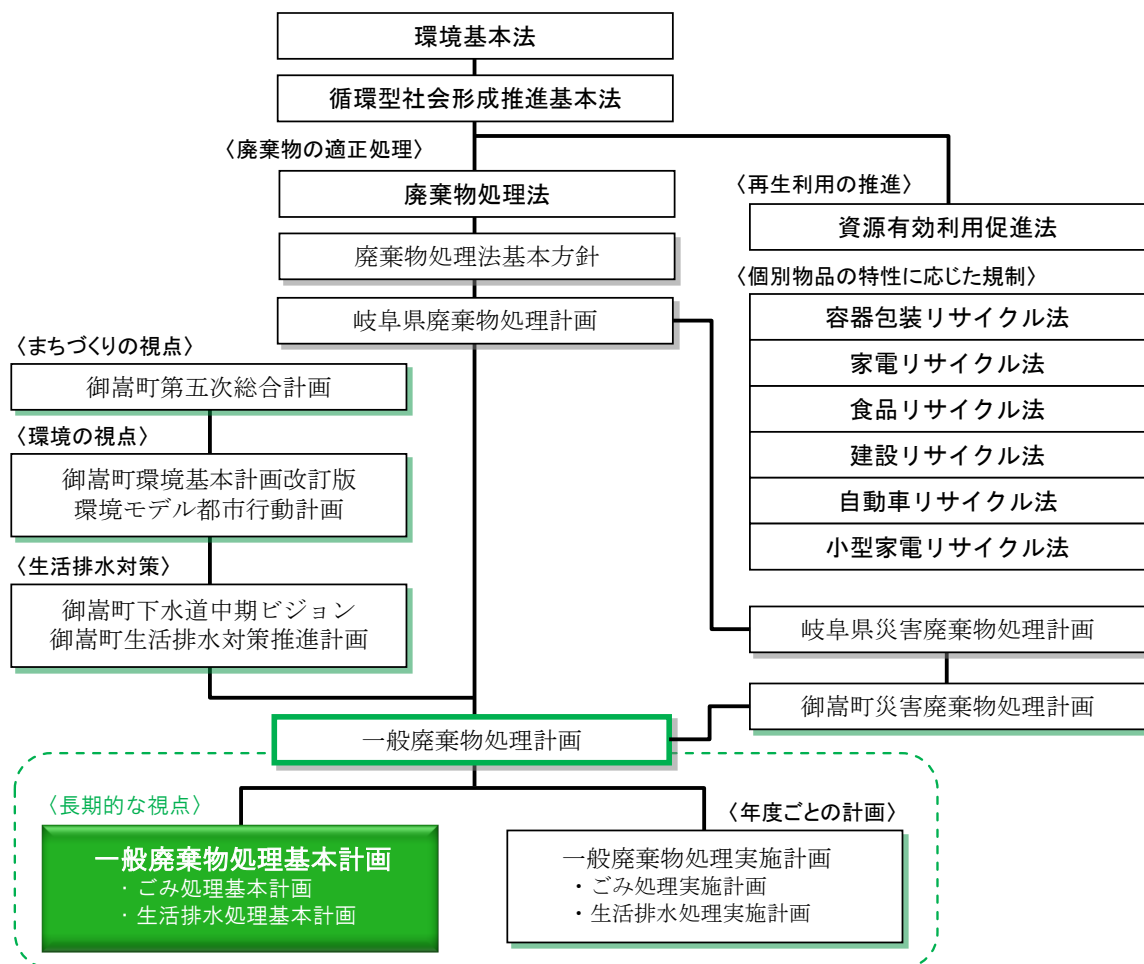


図 1-1 計画の位置づけ

2. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本町全域とします。

3. 計画で扱う廃棄物の範囲

廃棄物の種類と本計画の範囲は、図 1-2 に示すとおりです。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理において本町が統括的な責任を有する一般廃棄物を、本計画の範囲とします。

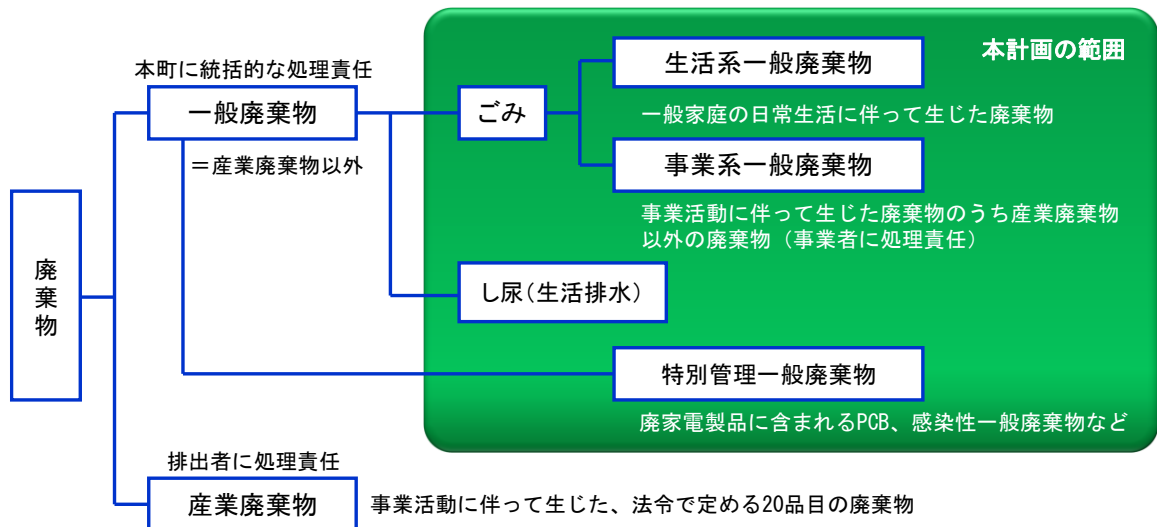
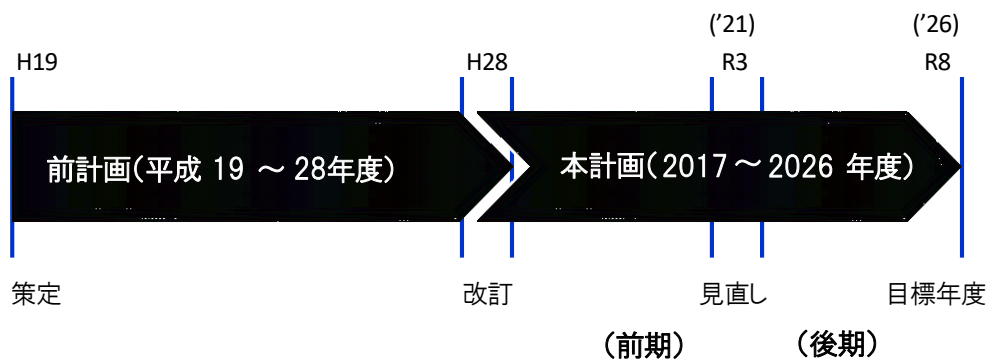


図 1-2 計画の範囲

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成 29（2017）年度から平成 38（2026）年度の 10 年間としており、社会情勢の変化及び本町の現状を踏まえ、本計画の見直しを行います。

図 1-3 計画の期間



5. 廃棄物処理事業の経緯

本町におけるごみ処理及び生活排水処理事業の経緯は、表 1-1 及び表 1-2 に示すとおりです。

表 1-1 (1) ごみ減量化・再利用の取り組み

ごみ処理手数料に関する施策	
昭和 37 年	ごみ・燃え殻の処理にかかる手数料の徴収開始 ・ 1 箱 1 回あたり 25 円 (縦 30cm、横 60cm、高さ 30cm)
昭和 45 年 2 月	・ 1 回あたり 30 円
平成 3 年 12 月	可燃ごみの収集容器を袋に変更 ・ 1 枚 31 円
平成 9 年	・ 1 枚 32 円
平成 12 年 4 月	・ 可燃ごみ・不燃ごみ (金物類)・不燃ごみ (ガラス類) 指定袋 (大) 1 枚 50 円 (小) 1 枚 30 円 ・ 粗大ごみシール 500 円 ・ 不燃ごみ (陶磁器類) 1 枚 30 円
平成 22 年 4 月	御嵩町南山一般廃棄物最終処分場の利用に係る投棄料の徴収開始 (瓦、コンクリート、陶磁器、ブロック、タイル、スレート) ・ 1 t 以下/台 1,050 円 ・ 1 t /台~2 t /台 2,100 円 ・ 2 t /台~3 t /台 3,150 円 ・ 3 t /台~4 t /台 4,200 円
平成 26 年 4 月	消費税増税に伴い最終処分場投棄料を改正 (消費税 5%から 8%への改正)
平成 26 年 6 月	プラスチック製容器包装袋の新設 ・ 1 枚 10 円
平成 26 年 10 月	可燃ごみ指定袋の料金変更、中サイズの新設 ・ 可燃ごみ (小) 1 枚 30 円→35 円 ・ 可燃ごみ (中) 1 枚 45 円 (新設) ・ 可燃ごみ (大) 1 枚 50 円→70 円 不燃ごみ (金物類)、不燃ごみ (ガラス類)、不燃ごみ (陶磁器類) を不燃ごみに統一 ・ 不燃ごみ (小) 1 枚 35 円 ・ 不燃ごみ (大) 1 枚 70 円
令和元年 10 月	消費税増税に伴い最終処分場投棄料を改正 (消費税 8%から 10%への改正)

表 1-1 (2) ごみ減量化・再利用の取り組み

分別収集に関する施策	
平成 9 年 8 月	ペットボトルの分別収集を開始
平成 15 年 4 月	分別収集（16 品目）を開始 ※平成 12 年 9 月から 4 地区 4 自治体、平成 13 年 9 月からは 10 自治会でモデル事業として実施
平成 19 年 10 月	分別収集に 2 品目（古着類、廃プラスチック）を追加
平成 23 年 4 月	有色ペットボトルとその他ペットボトルを統合 分別収集品目 18→17
平成 26 年 6 月	廃プラスチック、発砲トレイ・スチロールをプラスチック製容 器包装として別に収集 分別収集品目 17→15
平成 27 年 1 月	使用済小型家電についてボックス回収を開始 （環境省からの実証事業）
平成 27 年 4 月	使用済小型家電についてボックス回収を継続
令和 3 年 4 月	ペットボトルは、ラベルを剥がした状態で回収 ラベルは、プラスチック製容器包装として収集
集団回収に関する施策	
平成 3 年 4 月	集団回収に対する奨励金の交付を開始 ・ 5 円/kg
平成 11 年 4 月	・ 全て 7 円/kg に変更
平成 17 年 4 月	・ 全て 5 円/kg に変更
各種助成制度に関する施策	
平成 3 年 5 月	助成補助制度の開始 ・ コンポスト容器（購入金額の 1/3・限度額 5,000 円）
平成 9 年 9 月	・ 堆肥化容器（購入金額の 1/2・限度額 1,000 円）
平成 11 年 4 月	・ 生ごみ処理機（購入金額の 1/2・限度額 20,000 円）
平成 15 年 4 月	・ 枝葉粉碎機（購入金額の 1/2・限度額 20,000 円）
平成 22 年 8 月	・ コンポスト容器（購入金額の 1/3→購入金額の 1/2）
平成 22 年 8 月	・ ダンボールコンポスト（購入金額の 1/2・限度額 1,000 円）
買い物袋に関する施策	
平成 10 年 4 月	買い物袋持参運動を展開
平成 13 年	マイバック持参キャンペーンを実施
平成 20 年 9 月	レジ袋有料化を開始（町内 3 店舗と協定）
令和 2 年 7 月	レジ袋有料化を開始（全国）

廃食用油せっけんに関する施策	
昭和 60 年	廃食用油を利用したせっけんづくりに取り組む
平成 6 年	粉せっけん製造機を購入
枝葉処理に関する施策	
令和元年	剪定枝葉粉碎機を購入

表 1-2 生活排水処理事業の経緯

事業の経緯	
平成 2 年	下水道全体計画策定（汚水 935ha、雨水 935ha）
平成 2 年 10 月	下水道都市計画決定
平成 2 年 12 月	下水道法認可
平成 5 年	可児川流域が生活排水対策重点地域に指定
平成 7 年	下水道全体計画見直し（汚水 935ha、処理分区追加） 生活排水対策指導員会議設置
平成 7 年 3 月	生活排水対策推進計画策定
平成 7～9 年	1 ミリ目キッチンストレーナーを合併処理浄化槽設置の大型団地を除き全戸配布
平成 8 年	流域関連公共下水道 上恵土処理区供用開始 合併処理浄化槽設置補助事業開始
平成 13 年	下水道全体計画見直し（汚水 935ha、区域変更）
平成 20 年 3 月	一般廃棄物処理基本計画策定
平成 21 年	下水道全体計画見直し（汚水 935ha）
平成 25 年	台所用水切りネットを全戸配布
平成 25 年 3 月	生活排水対策推進計画（第 2 次改訂版）策定
平成 27 年 3 月	下水道中期ビジョン策定
平成 27 年	下水道全体計画見直し（汚水 935ha、雨水 935ha）
平成 28 年度	御嵩町汚水処理施設整備構想策定
平成 29 年 3 月	第 2 次一般廃棄物処理基本計画策定
令和 2 年度	下水道全体計画見直し（汚水 838ha、雨水 935ha）

6. ごみ処理の評価

本町のごみ処理の状況（令和2年度実績）を、表1-3に示す7つの項目について岐阜県の平均値（令和元年度実績）と比較・評価しました。図1-4は、岐阜県平均を100とした時の本町の評価値[※]の比率を表しており、100よりも大きな値であると高評価になることから、レーダーチャートの七角形の面積が大きいほど、ごみ処理が優れていることを表します。本町の評価値は、家庭系資源物排出量が岐阜県平均値よりも少なく基準値100を下回っていますが、その他の項目は良好な評価となっています。

表1-3 7つの評価項目及び評価値

評価項目	単位	御嵩町	岐阜県	評価値
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	662	894	126.0
家庭系可燃ごみ排出量	g/人・日	388	473	118.0
家庭系不燃・粗大ごみ排出量	g/人・日	39	53	126.4
家庭系資源物排出量	g/人・日	68	95	71.6
リサイクル率	%	23.9	17.2	139.0
最終処分率	%	1.9	7.6	175.0
1人あたり処理費用	円/人・年	9,676	13,769	129.7

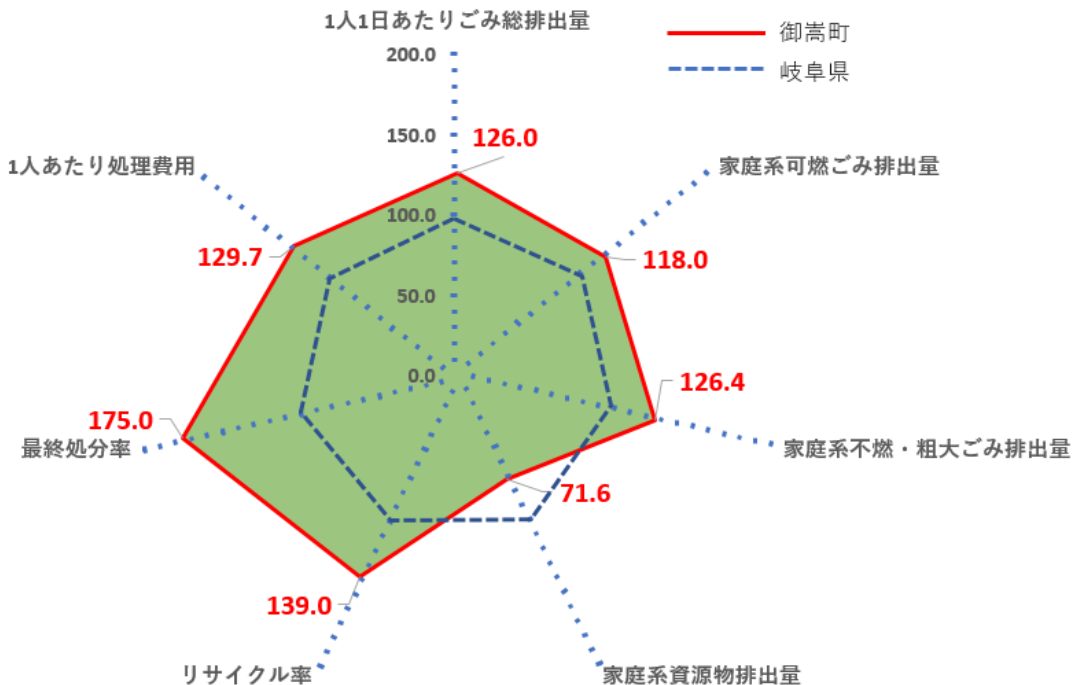


図1-4 本町のごみ処理の評価（岐阜県平均値との比較）

※評価値は『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』（平成25年4月・環境省）により算出。

7. 御嵩町の概要

(1) 人口

令和2年の国勢調査によると、本町の人口は17,529人となっています。昭和50年からの推移をみると、昭和50年から平成7年までは増加傾向にありましたが、その後減少傾向に転じています。

一方、世帯数は増加傾向にあり、令和2年度は6,737世帯となっています。こうしたことから1世帯あたりの人数は減少傾向にあり、令和2年度は2.60人となり、家族数の少人数化が進んでいることがうかがえます。

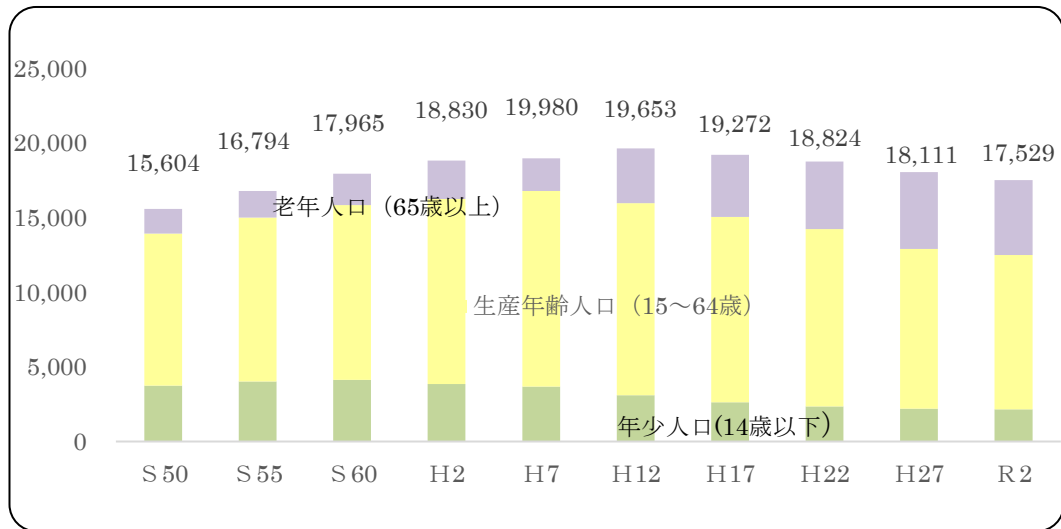


図 1-5 人口の推移*

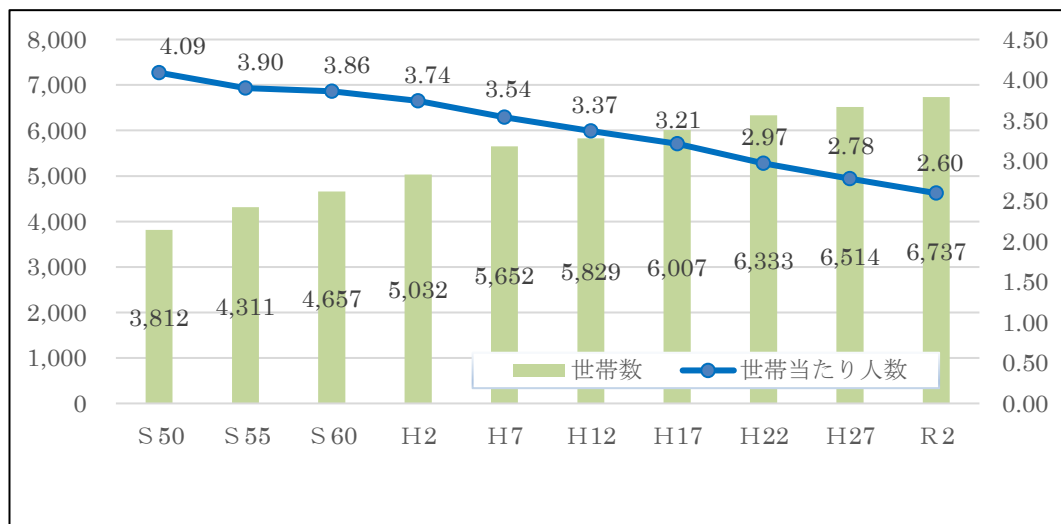


図 1-6 世帯数および世帯あたり人数の推移*

※出典はいずれも「国勢調査」(総務省統計局)、各年10月1日現在。

(2) 産 業

本町の産業の動向^{※1}を、表1-4及び図1-7に示します。産業別従業者数で見ると、製造業に従事している人が約半数を占め、全国平均と比べると製造業及び生活関連サービス業^{※2}の特化係数^{※3}が高くなっています。

表1-4 産業の動向

項 目	事業所数		従業者数(人)		産業別従業者数の構成比による特化係数	
		構成比(%)		構成比(%)	全国=1.00	岐阜県=1.00
農林漁業	2	0.3	5	0.1	0.11	0.08
鉱業・採石業・砂利採取業	1	0.1	2	0.0	0.77	0.52
建設業	89	13.0	437	5.8	0.88	0.83
製造業	97	14.1	3,704	49.1	3.07	1.96
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0	0	0.0	0.00	0.00
情報通信業	0	0.0	0	0.0	0.00	0.00
運輸業, 郵便業	8	1.2	74	1.0	0.17	0.23
卸売業, 小売業	180	26.2	1,182	15.7	0.75	0.79
金融業, 保険業	7	1.0	48	0.6	0.24	0.26
不動産業, 物品賃貸業	16	2.3	32	0.4	0.16	0.25
学術研究, 専門・技術サービス業	16	2.3	54	0.7	0.23	0.35
宿泊業, 飲食サービス業	71	10.3	395	5.2	0.55	0.54
生活関連サービス業, 娯楽業	75	10.9	641	8.5	1.95	1.79
教育, 学習支援業	28	4.1	73	1.0	0.31	0.42
医療, 福祉	45	6.6	641	8.5	0.68	0.75
複合サービス事業	7	1.0	61	0.8	0.90	0.70
サービス業(他に分類されないもの)	44	6.4	195	2.6	0.32	0.40
合計	686	100.0	7,544	100.0	1.00	1.00

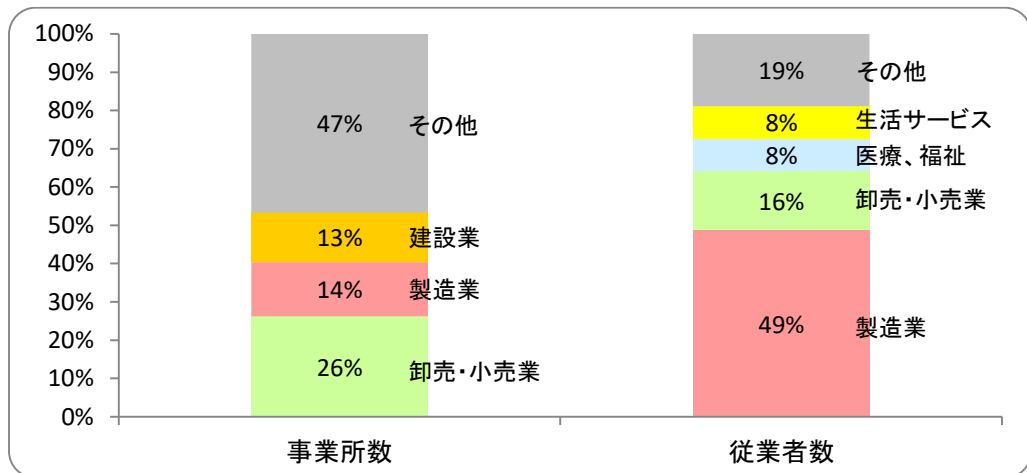


図1-7 産業の状況 (上位3業種)

※1 出典：総務省「平成26年経済センサス基礎調査」

※2 生活関連サービス業・娯楽業とは、理美容店、クリーニング店、浴場、パチンコなどの業種です。

※3 特化係数とは、その構成比を全国と比較し、地域の卓越した業種を見る指標です。

第2章 前期の総括

1. 目標進捗状況

本計画で数値目標を定めた項目の目標達成状況は、以下に示すとおりです。

表 2-1 本計画（前期）の目標値と実績

項目	単位	実績値		目標値	評価
		H28年度	R2年度	R3年度	
ごみ総排出量	t/年	4,625	4,416	4,700	○
1人1日家庭系ごみ排出量	g/人・日	414	428	419	×
事業系ごみ排出量	t/年	1,166	1,107	1,150	×
リサイクル率	%	16.1	23.9	20.5	○
最終処分量	t/年	436	85	304	○
生活排水処理率	%	74.6	79.3	76.3	○

評価は、「◎：20%以上達成」「○：達成」「×：未達成」としました。

※リサイクル率、最終処分量の目標値は指標値。生活排水処理率の目標値は予測値。

※事業系ごみ排出量の評価「×」はR2年度以外の実績が目標値を上回っているため。

(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量の目標値と実績は、以下に示すとおりです。ごみ総排出量は減少傾向にあり、目標値を下回っています。

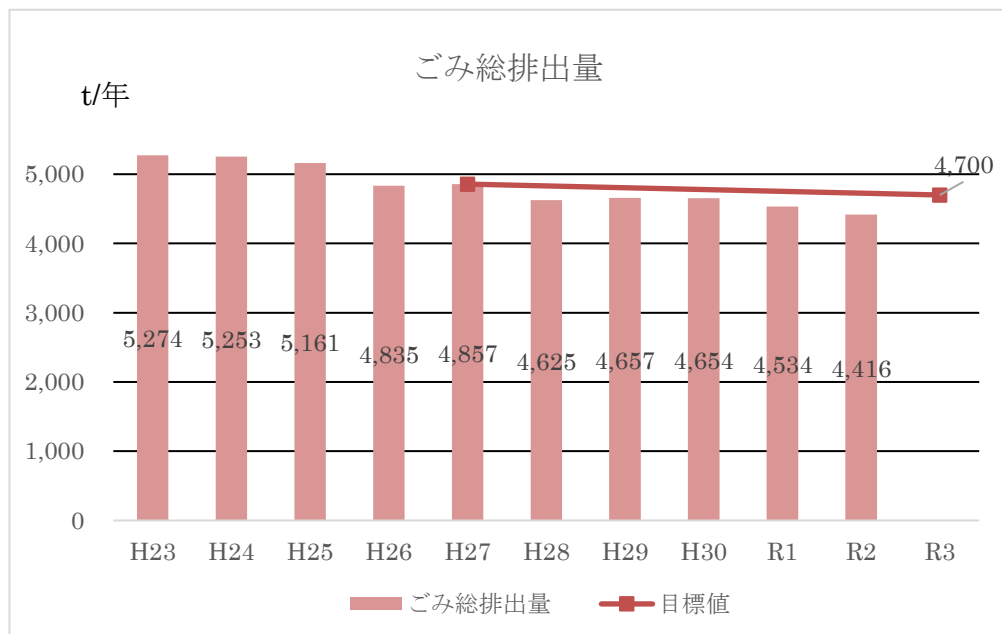


図 2-1 ごみ総排出量の目標と実績

(2) 1人1日家庭系ごみ排出量

1人1日家庭系ごみ排出量の目標値と実績は、以下に示すとおりです。

平成28年度より横ばい傾向にありましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止による外出自粛の影響により増加しています。

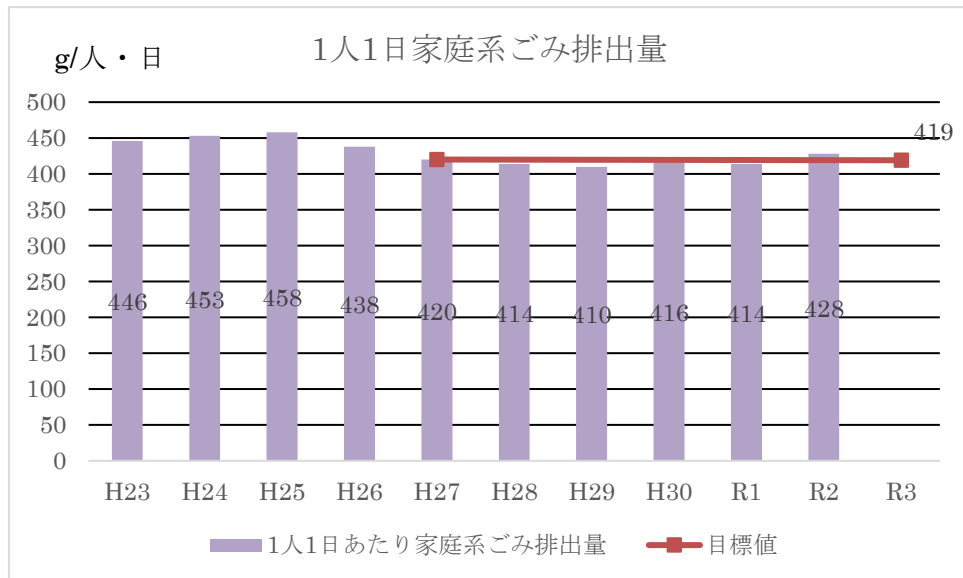


図 2-2 1人1日家庭系ごみ排出量の目標と実績

(3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の目標値と実績は、以下に示すとおりです。平成27年度の事業系ごみ排出量を超えない目標値でしたが、平成27年度より事業系ごみ排出量は増加傾向にあり、目標値を上回っています。令和元年、2年度は新型コロナウイルスによる社会経済への影響により減少しています。

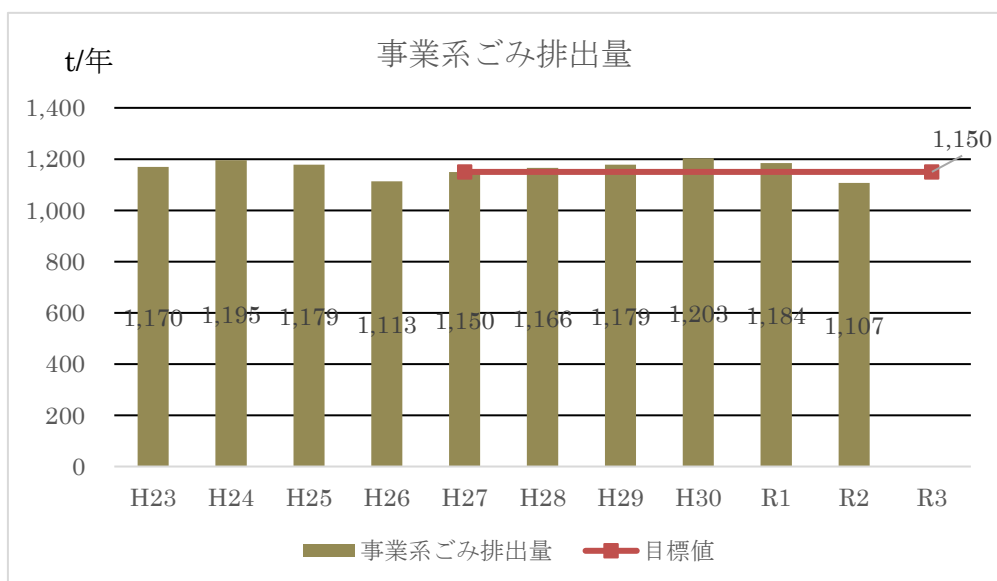


図 2-3 事業系ごみ排出量の目標と実績

(4) リサイクル率

リサイクル率の指標値と実績は、以下に示すとおりです。令和元年度までリサイクル率は減少傾向にあり、民間事業者による資源回収が増えたことや、新型コロナウイルス感染防止により資源回収活動が実施できないことが原因として考えられます。

可茂衛生施設利用組合の「ささゆりクリーンパーク」では、焼却物の熔融スラグ化を令和元年度で休止し、令和2年度より委託する専門業者で焼却物を資源化しているため、リサイクル率が上がっています。

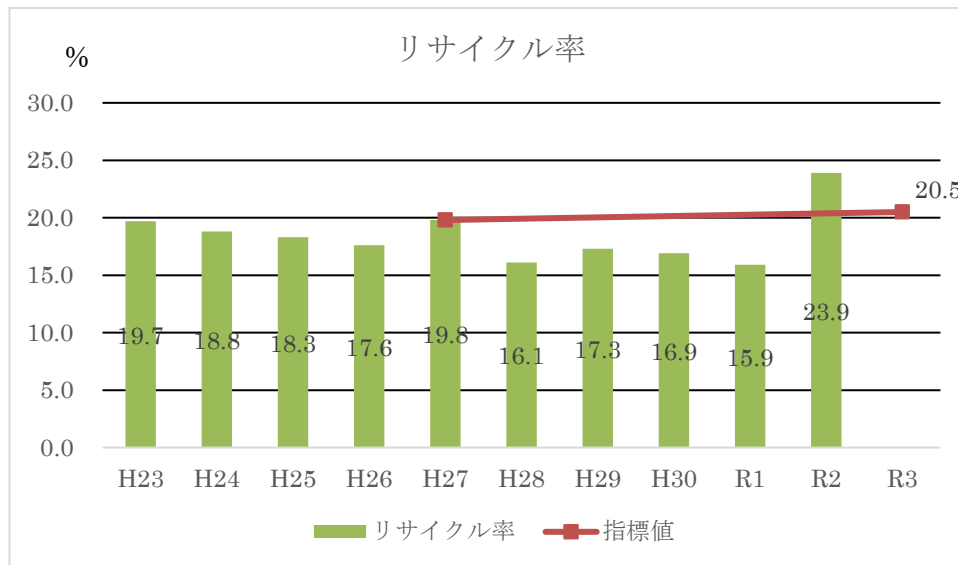


図 2-5 リサイクル率の指標と実績

(5) 最終処分量

最終処分量の指標値と実績は以下に示すとおりです。熔融スラグの再生利用が低調なため、指標値を上回っていましたが、令和元年度の熔融スラグ化の休止と令和2年度より焼却物の資源化により減少しています。

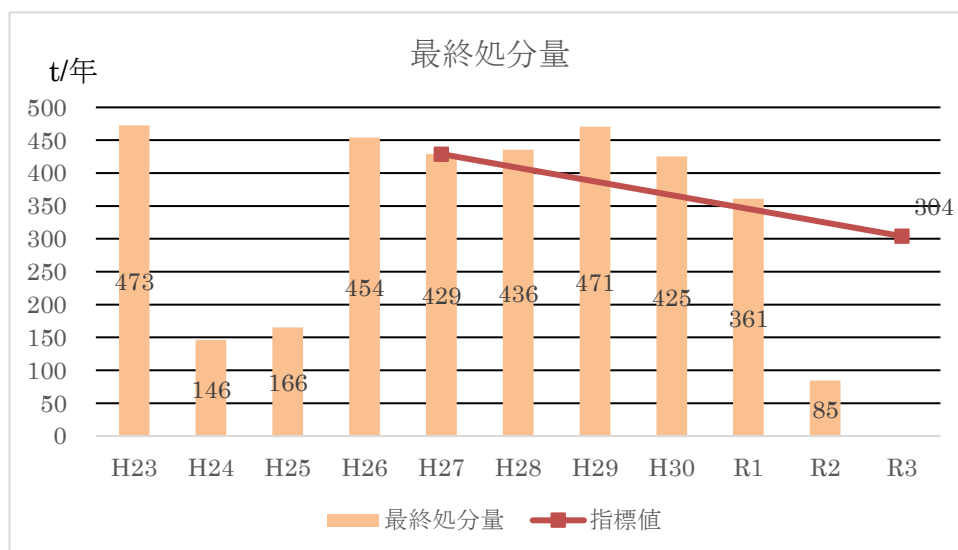


図 2-6 最終処分量の指標と実績

(6) 生活排水処理率

生活排水処理率の目標値と実績は、以下に示すとおりです。

単独処理浄化槽及びくみ取りから下水道及び合併処理浄化槽への転換が進み、生活排水処理率の目標値を上回っています。

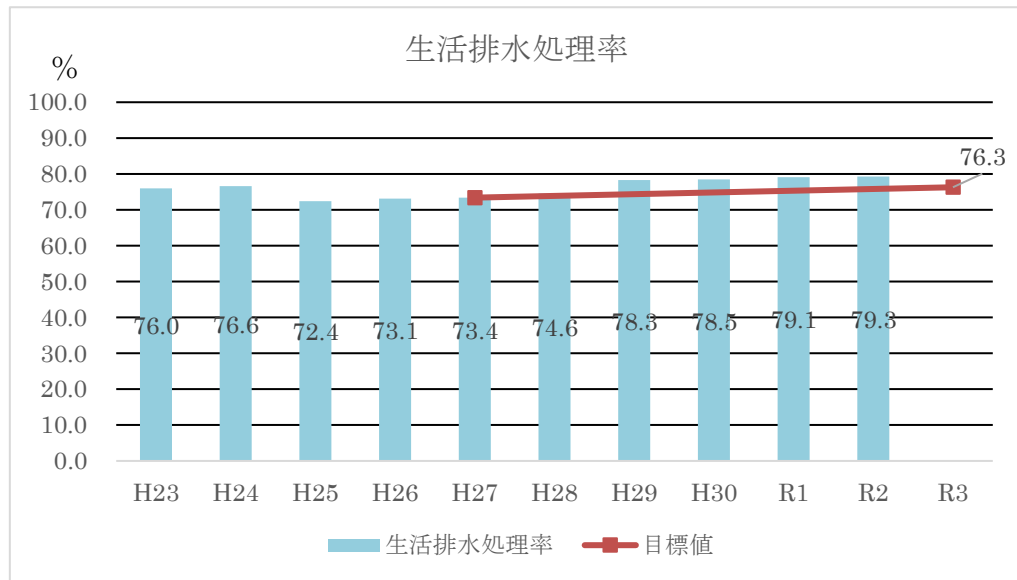


図 2-7 生活排水処理率の目標と実績

2. 施策実施状況

本計画に示された重点プロジェクト・施策の令和2年度までの実施状況は、以下のとおりです。

表 2-2 (1) 本計画（前期）の実施状況（ごみ）

重点プロジェクト・施策	実施状況	評価
重点プロジェクト1 シンプルライフのすすめ		
本当に必要？グリーンコンシューマーのすすめ	環境物品の積極的な購入など、グリーンコンシューマーの啓発はできていない。	×
マイボトル・マイ箸の持参	節電チャレンジ参加者へマイボトルを配布。マイボトル・マイ箸の利用意識が高まっているが、啓発活動は未実施。	△
マイバック運動の推進	容器包装リサイクル法に関わる省令改正によるレジ袋有料の義務化により、マイバック利用者が増加。	○
イベントごみの削減（リユース食器の利用）	イベントごみ削減意識は低い傾向にあり、啓発活動もできていない。	×
重点プロジェクト2 可燃ごみの削減		
家庭でできる生ごみ堆肥化の促進	ダンボールコンポストの使い方講座を実施。ダンボールコンポスト、設置型コンポスト、生ごみ堆肥化密閉容器の購入に対し補助金を交付。	○
生ごみ減量方法の調査・研究	毎年度、可燃ごみ組成調査で生ごみ排出量を調査。広報誌に可燃ごみ排出量と生ごみ削減に関する記事を掲載。	△
剪定枝資源化の開始	R 元年度に家庭用枝葉剪定機を購入し町民へ貸出。また、剪定枝葉粉碎機購入に対し補助金を交付。	○
雑がみ資源化の開始	その他紙製容器包装として回収。製紙原料としない油紙などの回収調査は未実施。	△
プラスチック製容器包装の周知徹底	プラスチック容器包装の分別収集に関し、チラシや広報等を通じて周知。	○
廃食用油のバイオディーゼル燃料化促進	燃料フィルターの目詰まり等により冬季に始動しないことやトラックの老朽化により故障が多くなったことからR2年度よりバイオディーゼル燃料の公用車使用を中止。資源回収	○

	は継続。バイオディーゼル燃料以外にチェーンソー油などで利用されている。	
重点プロジェクト3 資源回収システムの見直し		
集団回収実施回数・主体の調整	常設ステージを設ける団体が増える。集団回収の割り振りなど調査・研究は未実施。R2年度末で集団回収団体数は17団体（1団体減）。民間業者の資源回収も増えるなど、収集量は減少している。	×
リサイクルステーションのPR	毎月の広報誌に回収日等を掲載し、防災無線でも周知。	○
リユースに関する調査・研究	ささゆりクリーンパークで自転車のリサイクル無料抽選会を実施。民間業者によるインターネット売買が活発。調査・研究は未実施。	△
使用済小型家電回収量増加の調査・研究	回収専用ボックスで回収を継続。調査・研究は実施していない。	△
重点プロジェクト4 資源化目標の設定		
可燃ごみ組成調査の実施	H28年度より可燃ごみ組成調査を継続。	○
ごみ減量化・資源化に関する目標値の設定	R3年度に本計画見直しによる目標値を設定。	○
重点プロジェクト5 事業系ごみの抑制		
事業系ごみの実態調査	事業所ごとの排出量調査を実施。R2年度より多量排出事業者（1日平均100kg以上）事業系一般廃棄物減量計画書を提出させる。	○
多量排出事業者への指導	R2年度より廃棄物減量計画書の届出を依頼し提出されたが、指導はできていない。	△
事業所への周知	事業所向けのパンフレットを作成し周知・啓発を図っている。	○
食品リサイクルの調査・研究	R元年度より町内飲食店へ食品ロス推進活動協力店を依頼し10社が協力。調査・研究は実施していない。	△
適正処理を進める施策		
不燃ごみ回収方法の調査・研究	陶磁器類の年2回収を増やす要望は受けておらず、回収方法は変更していない。回収方法の調査・研究は未実施。	×
資源持ち去り防止に関する調査・研究	金属類の排出日に見回り（シルバー委託）。警察にパトロールを依頼。調査研究は未実施。	△

高齢者などへの戸別収集の検討	社会福祉協議会による高齢者向けの支援活動を紹介。戸別収集の検討はしていない。	×
計画を推進するための施策		
ごみ処理（再商品化）に関する積極的な情報の提供	プラスチック容器包装の分別方法や生ごみ等ごみ削減を広報誌に掲載。ごみ処理の方法や処理費用の情報提供はできていない。	△
環境教育の推進	環境をテーマとした講座として「緑のカーテンづくり」、「エコクッキング」、「ダンボールコンポストで生ごみ堆肥づくり」を実施。 ※1	○
小・中学校の環境学習の充実	町内の小学校及び東濃高校でごみ減量に関する講座を実施。※1	○
環境フェアへの参画（参加）	毎年2月の環境フェアに参画。※1	○
廃棄物減量等推進審議会の開催	年1～2回開催。	○

評価指標「○：実施」「△：一部実施」「×：手がつけれなかった」

※1：R2,3年度は新型コロナウイルス感染防止により中止

表 2-2 (2) 本計画（前期）の実施状況（生活排水）

施策	実施状況	評価
下水道区域における整備の推進	下水道計画に基づき整備を推進。	○
下水道接続率の上昇	下水道未接続者に対し接続を促す案内や接続工事費の融資をあっせん。	
合併処理浄化槽への転換促進	合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付。	○
浄化槽の適切な維持管理	浄化槽管理者に向けて、年1回広報誌で浄化槽法に基づく義務（清掃、保守点検、法定検査）の遵守を啓発し、適切な維持管理を推進。	○
広報・啓発運動	夏休みエコ講座として「カワゲラウオッチングと水質調査」を開催。河川水質調査結果を「御嵩町環境汚染総合調査報告書」で公表。毎年、生活排水対策指導員会議を開催し、河川環境の情報を提供。	○

評価指標「○：実施」「△：一部実施」「×：手がつけれなかった」

第3章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の体制

(1) 分別区分

本町における令和3(2021)年度の家庭ごみ分別区分は、表3-1に示すとおりです。

表3-1 分別区分(令和3年度)

区分	種類	出し方	
可燃ごみ	台所ごみ、プラスチック製品、履物、ゴム製品、紙おむつなど	<ul style="list-style-type: none"> 水分のあるものは水切り 剪定枝などは太さ3cm以下 紙おむつの汚物は取り除く 靴、カバンなどの金具は不燃ごみ 	
不燃ごみ	ガラス類、金物類、スプレー、カセットボンベ、調理器具(フライパン・鍋、包丁、まな板)、陶磁器類など	<ul style="list-style-type: none"> スプレー、カセットボンベは穴あけ・ガス抜き 指定袋に入らないものは粗大ごみ 陶磁器類の直接搬入は事前に役場で申し込み 	
粗大ごみ	指定袋に入らない可燃物・不燃物	<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみシール 一番長いところが150cmを超え230cmまでのものは戸別収集が可能 	
資源物	缶	スチール缶、アルミ缶	<ul style="list-style-type: none"> 飲食用に限る 潰さないでゆすいで出す
	ペットボトル	無色ペットボトル 有色・その他ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> 潰さないでゆすいで出す ラベルをはがす キャップやフタは外す
	びん	無色(透明)、茶色、その他色 再利用びん	<ul style="list-style-type: none"> 飲食用に限る ゆすいで出す ラベルは取らない キャップやフタは外す
	紙類	ダンボール、新聞紙、雑誌類、 その他紙製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ひもで十字に縛る 紙以外の付着物は取る
		飲料用紙パック	<ul style="list-style-type: none"> 内側にアルミニウムを使用していないもの
	廃食用油	家庭用廃食用油	<ul style="list-style-type: none"> 空きペットボトルに入れてフタをする
	古着類	Tシャツ、ズボン、スーツ、着物、布団カバー、タオルケット、洋服など	<ul style="list-style-type: none"> 洗ってから出す ボタン、ファスナーは取らない 濡れたもの、汚れのひどいものは出さない
	プラスチック製容器包装	袋・ラップ類、ボトル・チューブ類、カップ・パック類、トレイ類、発泡スチロール類	<ul style="list-style-type: none"> 指定袋に入れて出す 汚れがついている場合は拭いたり、洗って乾かしてから出す プラスチック製でも商品そのものは対象外
小型家電	携帯電話、パソコン、電子辞書、時計、ミキサーなど、回収ボックスに入るサイズの製品	<ul style="list-style-type: none"> 役場などに設置の回収ボックス 	
特別ごみ	乾電池、蛍光灯、水銀体温計	<ul style="list-style-type: none"> 乾電池、蛍光灯、水銀体温計は回収箱 	

(2) ごみ処理フロー

本町における令和3（2021）年度のごみ処理フローは、図3-1に示すとおりです。

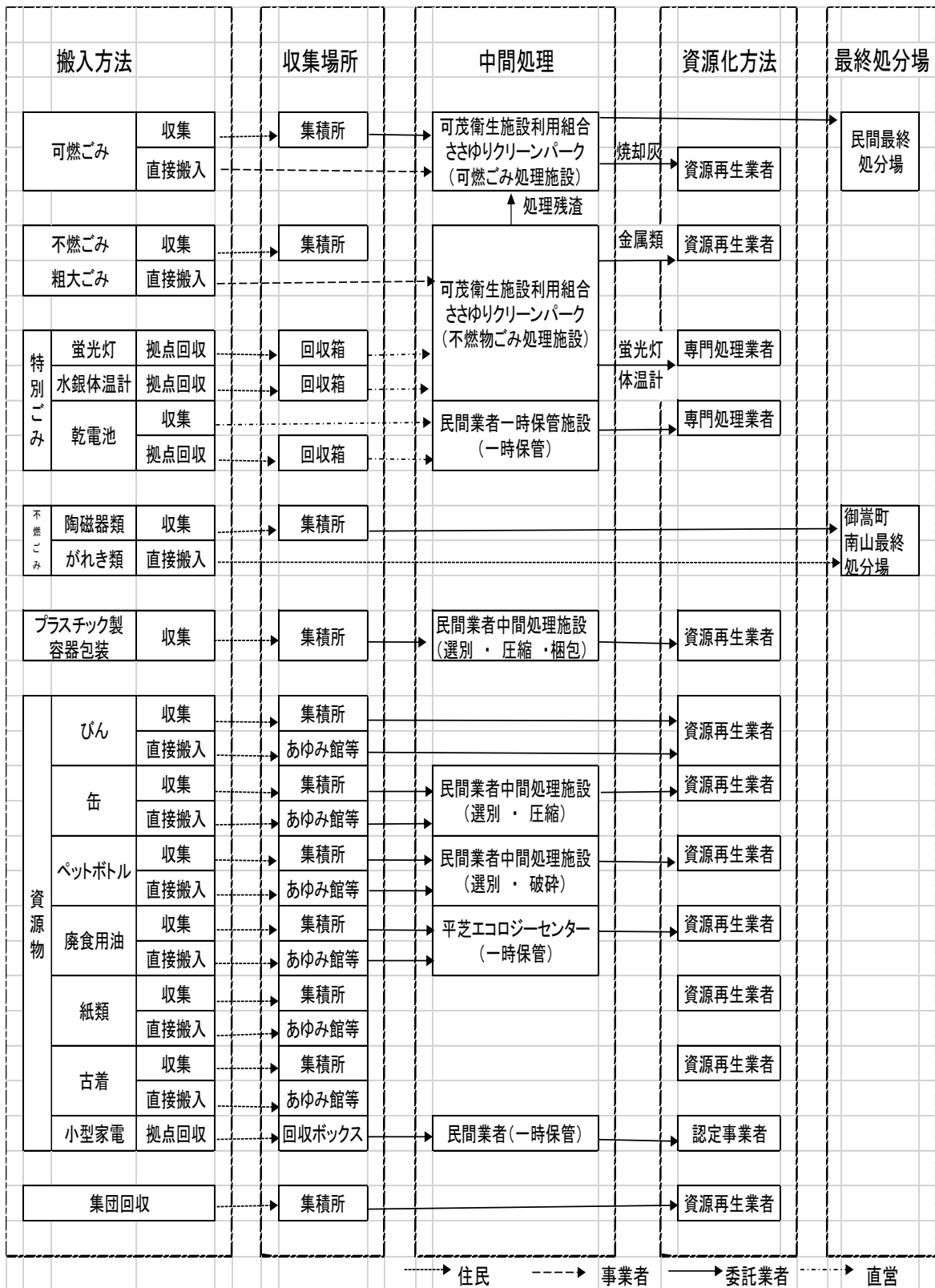


図3-1 ごみ処理フロー（令和3年度）

(3) 収集・運搬

本町における令和3（2021）年度の収集・運搬体制は、表3-2に示すとおりです。

家庭から出る資源物を持ち込める施設として「あゆみ館」などにリサイクルステーションを開設しています。

表3-2 収集・運搬体制（令和3年度）

ごみの種類		収集形態	収集方法	収集回数	収集容器
可燃ごみ		委託	ステーション	週2回	指定袋
不燃ごみ	金物・ガラス類			月1回	
	陶磁器類			年2回	
粗大ごみ		委託	ステーション	月1回	指定シール
		直営	戸別収集	週1回	
特別ごみ	蛍光灯・水銀体温計	直営	拠点回収	随時	回収箱
	乾電池		ステーション	年2回	コンテナ
			拠点回収	随時	
資源物	びん	委託	ステーション	隔月 (2ヶ月に1回)	コンテナ
	缶				コンテナ
	ペットボトル				コンテナ
	紙類				—
	古着				—
	廃食用油				—
	プラスチック製容器包装				月2回
	小型家電		拠点回収	随時	回収ボックス

表3-3 リサイクルステーションの概要（令和3年度）

項目	内容	
名称	あゆみ館	生活学校
運営主体	特定非営利活動法人ささゆり	御嵩町生活学校
所在地	可児郡御嵩町中1151番地24	御嵩町役場本庁舎の駐車場
開設日時	平日：9時～17時	隔月第1日曜日：9時～11時
回収品目	無色（透明）びん、茶色びん、その他色びん、再利用びん、スチール缶、アルミ缶、無色ペットボトル、有色・その他ペットボトル、ダンボール、新聞紙、雑誌類（新聞広告を含む）、飲料用紙パック、その他紙製容器包装、家庭用廃食用油、古着類（生活学校のみ）	

(4) 中間処理

本町の可燃ごみは組合の「ささゆりクリーンパーク可燃ごみ処理施設」で焼却処理が行われています。焼却残渣は令和元年度まで灰溶融炉で溶融スラグ化されていましたが、大規模災害に備えて施設の処理能力を増やすため、溶融スラグ化は休止し、令和2年度より焼却物は委託する専門業者で資源化されています。

不燃ごみ及び粗大ごみは「ささゆりクリーンパーク不燃ごみ処理施設」で破碎・選別処理が行われ、アルミ、鉄、可燃物、残渣などに分けられています。

資源物である缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装は民間業者の中間処理施設に運ばれ、缶は選別・圧縮処理が、ペットボトルは選別・破碎処理でフレークに、プラスチック製容器包装は選別・圧縮・梱包処理が行われたのち、資源再生業者に引き渡されています。

表 3-4 中間処理施設（可茂衛生）の概要

項目	内容	
名称	ささゆりクリーンパーク	
	可燃ごみ処理施設	不燃ごみ処理施設
所在地	岐阜県可児市塩河 839 番地	
敷地面積	3.0ha	
建築面積	24,595m ²	
延床面積	16,606m ²	7,989m ²
供用開始年月	平成 11 年 4 月	
処理対象物	可燃ごみ	不燃ごみ・粗大ごみ
処理能力	焼却炉：240t/日（80t×3 炉） 溶融炉：60 t / 日（30t×2 炉） ※溶融炉は令和 2 年 4 月 1 日より休止	66t×5h(破碎 32 t / 5 h ・ ガラス 17 t / 5 h ・ 缶 17 t / 5 h)
処理方式	焼却炉：全連続式ストーカ炉 溶融炉：電気プラズマ式	油圧式二軸低速破碎機及び 高速回転破碎機併用型
運転管理	可茂衛生施設利用組合	

表 3-5 一時保管施設の概要

項目	内容
名称	平芝エコロジーセンター
所在地	可児郡御嵩町御嵩字南山 2193 番地 34
敷地面積	2,300 m ²
一時保管品目	廃食用油、不法投棄された廃棄物など

(5) 最終処分

本町は御嵩町南山一般廃棄物最終処分場を所有し、陶磁器類、がれき類の埋め立てを行っています。

本町で発生した可燃ごみの飛灰固化物は組合により外部搬出し、資源化处理を行っています。また、可燃ごみの溶融スラグは組合が管理するささゆりクリーンパーク最終処分場で埋め立てられていましたが、令和 2 年 3 月に灰溶融炉の運転を休止しました。本町及び組合が所有する最終処分場の概要は、表 3-6 に示すとおりです。

表 3-6 最終処分場の概要

項目	内容	
名称	御嵩町南山一般廃棄物最終処分場	ささゆりクリーンパーク最終処分場
管理主体	御嵩町	可茂衛生施設利用組合
埋立対象物	陶磁器類、がれき類	溶融スラグ
所在地	御嵩町御嵩字南山 2192 番地 589	可児市塩河 814 番地 1
埋立面積	1,254m ²	19,900m ² 第 1 期：6,440m ² 、第 2 期：4,650m ²
埋立容量	4,288m ³	80,200m ³ 第 1 期：20,800m ³ 、第 2 期：22,400m ³
埋立方式	サンドイッチ方式	—
埋立期間	平成 22 年度～ 令和 41 (2059) 年度	平成 11 年度～ 令和元 (2019) 年度
備考	安定型	浸出水を処理し中間処理施設に送水し再利用するクローズド方式

※御嵩町一般廃棄物最終処分場（小和沢）は、岐阜県より平成 29 年 10 月 26 日付一般廃棄物最終処分場廃止の確認通知書にて閉鎖。

※ささゆりクリーンパーク最終処分場の溶融スラグを埋め立てた敷地は、令和 4 年度に第 1 期及び第 2 期エリアの一部を覆土工事予定。

2. ごみ処理の実績

(1) ごみ排出区分の定義

本計画におけるごみに関する用語の定義は、図 3-2 に示すとおりとします。

本計画では、住民及び事業者などによって排出される全ての不用物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、潜在ごみである事業者独自の資源回収・処理や民間事業者による資源の回収、住民による自家処理（生ごみの減量化など）によって資源回収などがなされているものなどについては、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とし、本計画で扱うごみの量とします。

「ごみ総排出量」のうち、本町の家庭から排出されたものを「生活系ごみ」、事業所や公共施設から排出されたごみを「事業系ごみ」とし、生活系ごみのうち資源物と資源集団回収で集められた資源を除いた処理・処分が必要な、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び特別ごみを「家庭系ごみ」とします。

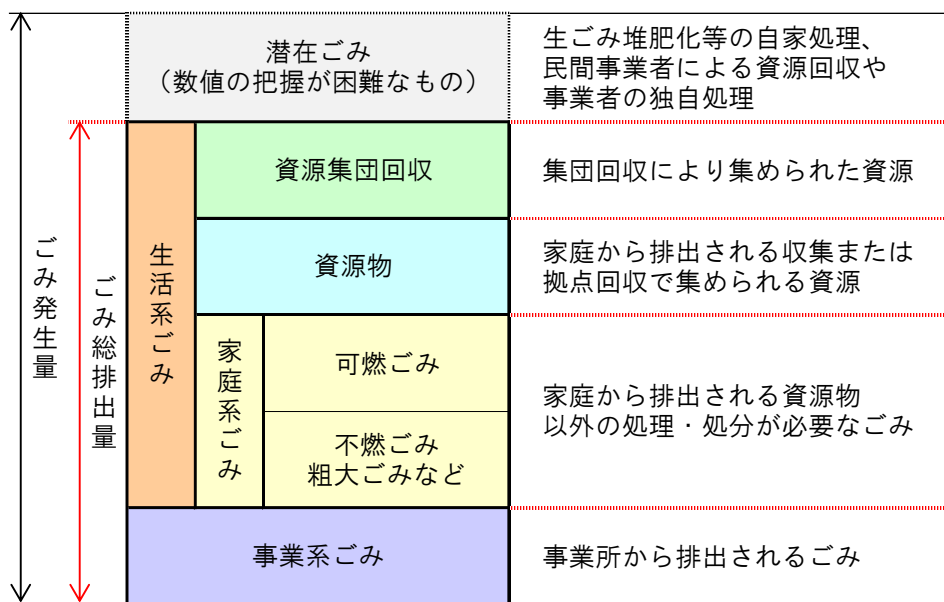


図 3-2 ごみ区分の定義

(2) ごみ総排出量・処理量の推移

本町における過去 10 年間のごみ排出量、中間処理量、資源化量及び最終処分量の推移は、表 3-7*及び以下に示すとおりです。

※ 本計画の掲げる図表内の数値について、端数処理のため合計があわない場合があります。

表 3-7 ごみ排出量・処理量の推移

項目	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ごみ総排出量	t/年	5,274	5,253	5,161	4,835	4,857	4,625	4,657	4,654	4,534	4,416
収集ごみ	t/年	3,484	3,464	3,433	3,242	3,120	3,027	2,969	2,957	2,911	2,984
可燃ごみ	t/年	2,983	2,980	2,972	2,792	2,689	2,623	2,587	2,559	2,554	2,587
不燃ごみ	t/年	108	133	141	133	110	117	116	135	136	173
粗大ごみ	t/年	53	44	48	42	44	45	42	45	43	55
資源物	t/年	338	299	265	271	267	235	215	211	170	160
びん	t/年	61	59	52	38	37	31	30	27	21	19
缶	t/年	15	14	13	11	12	11	9	10	8	5
ペットボトル	t/年	17	16	17	14	15	15	14	15	10	6
プラスチック製容器包装	t/年	10	9	9	63	81	78	79	83	75	82
廃食油	t/年	4	4	4	4	4	4	2	3	2	2
紙類	t/年	227	194	168	138	115	94	81	72	52	44
古着類	t/年	4	3	3	3	2	1	1	1	1	1
特別ごみ	t/年	2	8	8	5	9	8	9	7	8	9
直接搬入ごみ	t/年	1,307	1,335	1,317	1,271	1,344	1,335	1,345	1,367	1,312	1,244
可燃ごみ	t/年	1,162	1,192	1,163	1,078	1,118	1,124	1,144	1,168	1,188	1,109
家庭系	t/年	3	6	6	5	5	5	4	4	4	3
事業系	t/年	1,159	1,186	1,157	1,073	1,113	1,119	1,139	1,164	1,184	1,106
不燃ごみ	t/年	17	18	19	47	34	23	18	46	22	29
家庭系	t/年	3	2	2	3	3	3	2	2	2	2
事業系	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がれき類	t/年	14	16	17	45	31	21	15	44	20	26
粗大ごみ	t/年	14	17	23	41	43	52	40	46	2	3
家庭系	t/年	2	7	2	1	7	5	1	8	2	2
事業系	t/年	11	10	21	39	37	47	39	39	0	1
資源物(リサイクルステーション)	t/年	114	109	111	105	149	136	143	106	101	104
びん	t/年	11	15	15	16	19	22	22	17	18	20
缶	t/年	5	6	6	5	6	5	9	8	9	9
ペットボトル	t/年	4	5	5	5	1	2	14	12	13	10
プラスチック製容器包装	t/年	2	2	3	0	0	0	0	0	0	0
廃食油	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
紙類	t/年	89	78	79	75	120	103	95	67	58	63
古着類	t/年	2	2	2	2	2	3	2	2	2	1
集回回収量	t/年	483	454	412	323	393	263	343	330	311	187
ダンボール	t/年	74	67	63	54	73	44	75	77	79	55
新聞	t/年	207	198	178	138	145	112	125	113	96	49
雑誌類	t/年	177	164	148	111	142	95	113	109	106	57
飲料用紙パック	t/年	4	3	4	3	16	2	12	15	13	15
布類	t/年	7	7	7	5	5	2	4	4	4	1
缶類	t/年	10	10	9	8	9	6	10	10	10	8
再利用びん(リターナブルびん)	t/年	4	5	4	4	3	1	3	3	3	2
生活系ごみ	t/年	4,104	4,058	3,983	3,722	3,707	3,459	3,478	3,451	3,350	3,308
家庭系ごみ	t/年	3,169	3,197	3,195	3,024	2,898	2,826	2,777	2,804	2,768	2,857
事業系ごみ	t/年	1,170	1,195	1,179	1,113	1,150	1,166	1,179	1,203	1,184	1,107
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	742	745	740	700	704	677	688	691	678	662
1人1日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	446	453	458	438	420	414	410	416	414	428
中間処理量(さざりクリーンパーク)	t/年	4,295	4,348	4,327	4,061	3,992	3,945	3,914	3,939	3,911	3,904
可燃ごみ	t/年	4,145	4,172	4,135	3,870	3,807	3,748	3,731	3,727	3,741	3,696
不燃ごみ	t/年	81	107	114	104	88	92	92	113	116	141
粗大ごみ	t/年	67	60	71	82	87	97	82	91	45	58
特別ごみ	t/年	2	8	8	5	9	8	9	7	8	9
総資源化量	t/年	1,037	986	943	851	962	744	806	785	720	1,056
資源物	t/年	452	407	376	375	416	370	359	317	271	264
集回回収	t/年	483	454	412	323	393	263	343	330	311	187
中間処理後資源化量	t/年	102	125	156	153	153	111	105	138	138	605
リサイクル率	%	19.7	18.8	18.3	17.6	19.8	16.1	17.3	16.9	15.9	23.9
最終処分量	t/年	473	446	466	454	429	436	471	425	361	85
不燃ごみ	t/年	44	44	47	76	56	48	42	68	41	61
陶器類	t/年	30	29	30	32	25	27	26	25	22	34
がれき類	t/年	14	16	17	45	31	21	15	44	20	26
中間処理後最終処分量	t/年	429	402	419	378	373	388	429	357	320	24
最終処分率	%	9.0	8.8	9.2	9.4	8.8	9.4	10.1	9.1	8.0	1.9
1日あたり最終処分量	t/日	1	0	1	1	1	1	1	1	1	0

① ごみ排出量・発生原単位

ごみ総排出量及び「1人1日あたりごみ総排出量^{※1}」は減少傾向にあります。人口減少による生活系ごみ排出量の減少や民間の資源回収が増加していることから、資源物、集団回収が減少していることが要因であると考えられます。「1人1日家庭系ごみ排出量^{※2}」は平成26年度からプラスチック容器包装の分別収集開始後、減少しましたが、その後は概ね横ばい傾向です。

事業系ごみ排出量は、新型コロナウイルスの影響を受けた令和元年、2年度以外は増加傾向にあり、ごみ総排出量に対する事業系ごみの割合も増加傾向にあります。

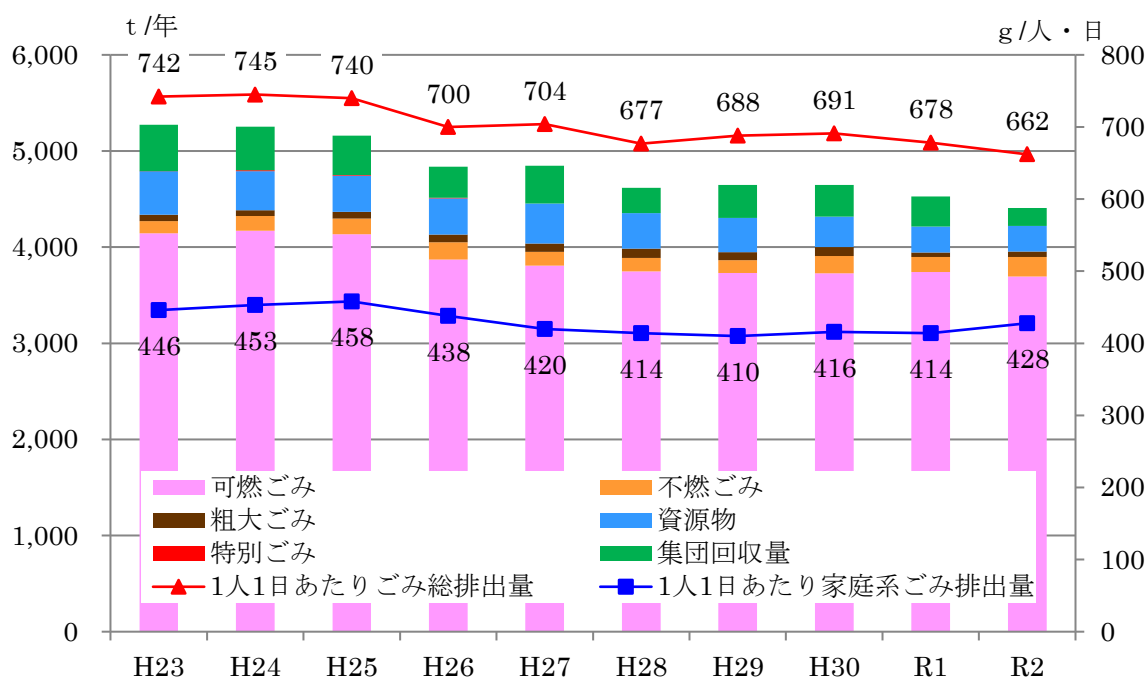


図 3-3 ごみ排出量の実績

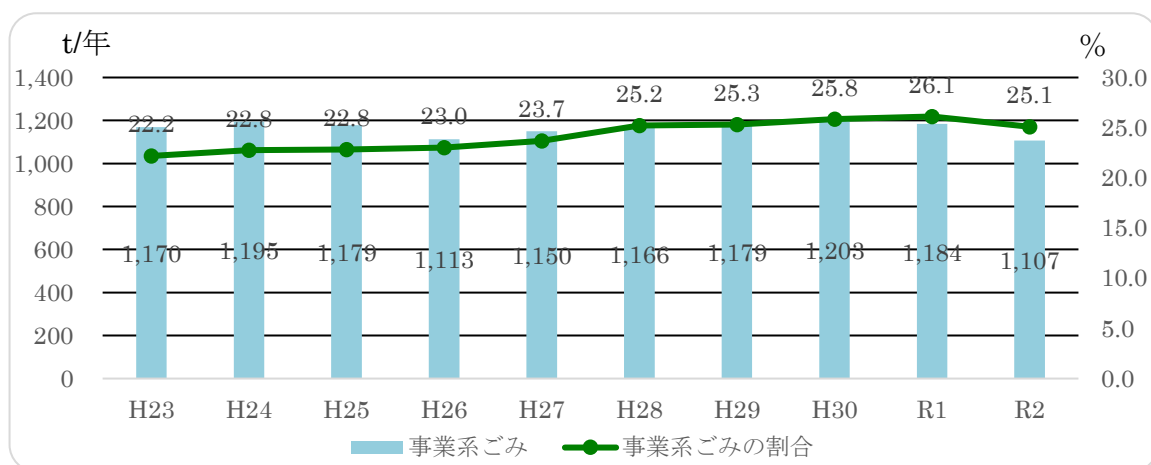


図 3-4 事業系ごみ排出量の実績

※1 1人1日あたりごみ総排出量 = ごみ総排出量 ÷ 人口 ÷ 年間日数

※2 1人1日家庭系ごみ排出量 = (ごみ総排出量 - 事業系ごみ - 資源物 - 集団回収量) ÷ 人口 ÷ 年間日数

② 中間処理量

本町が組合に委託している中間処理量の実績は、図3-5に示すとおり減少傾向です。可燃ごみは、平成26年度にプラスチック製容器包装の分別収集を開始したため、減少しています。不燃ごみは、減少傾向でしたが、新型コロナウイルスの影響による外出自粛など、生活スタイルの変化により増加していると考えられます。

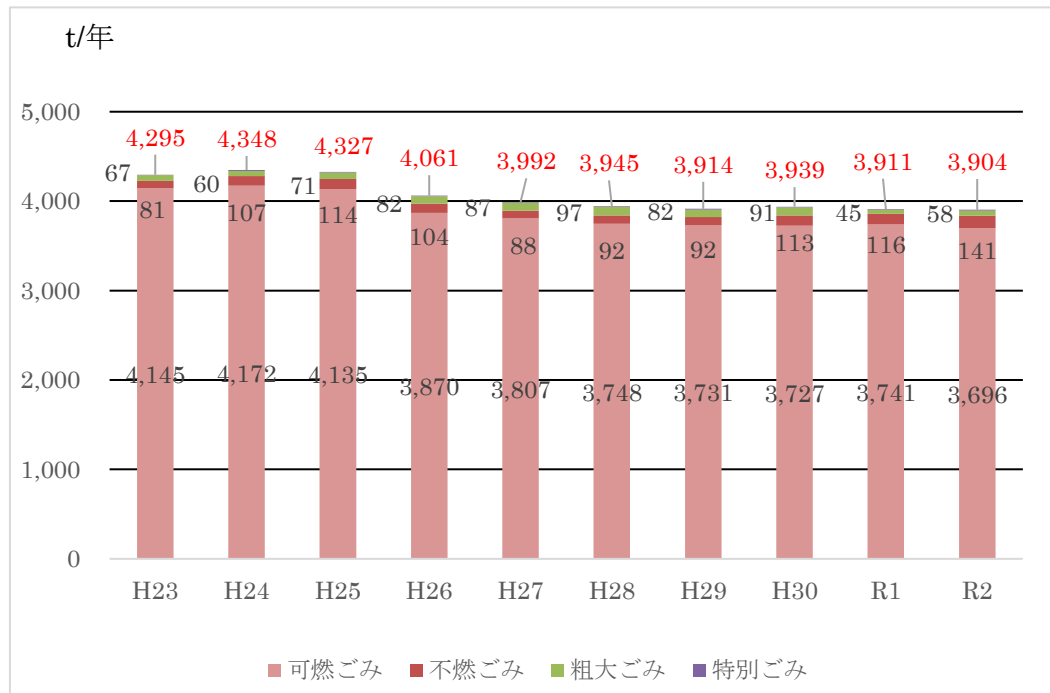


図3-5 中間処理量の実績

③ 資源化量・リサイクル率

本町における資源化量及びリサイクル率[※]の推移は、図3-6に示すとおりです。

民間業者による資源回収が増加したことや、新型コロナウイルス感染防止により資源物、集団回収量が減少しています。令和2年度から、ささゆりクリーンパークが焼却物を資源化したことにより中間処理後資源化量が増加し、これに伴いリサイクル率も増加しています。

※ リサイクル率＝総資源化量÷ごみ総排出量×100

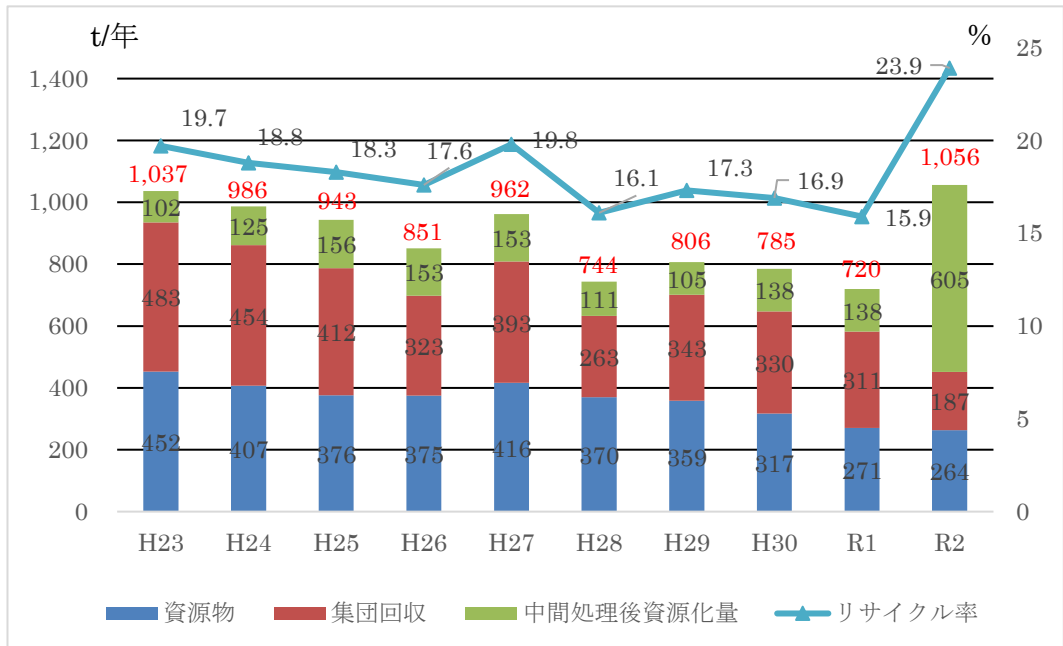


図 3-6 資源化量の実績

④ 最終処分量・最終処分率

本町における最終処分量及び最終処分率^{*}の推移は、図 3-7 に示すとおりです。

陶磁器類、がれき類の処分量は横ばい傾向です。中間処理後最終処分量はささゆりクリーンパークにおける溶融スラグの保管量などでしたが、令和 2 年度より焼却物資源化により減少しています。

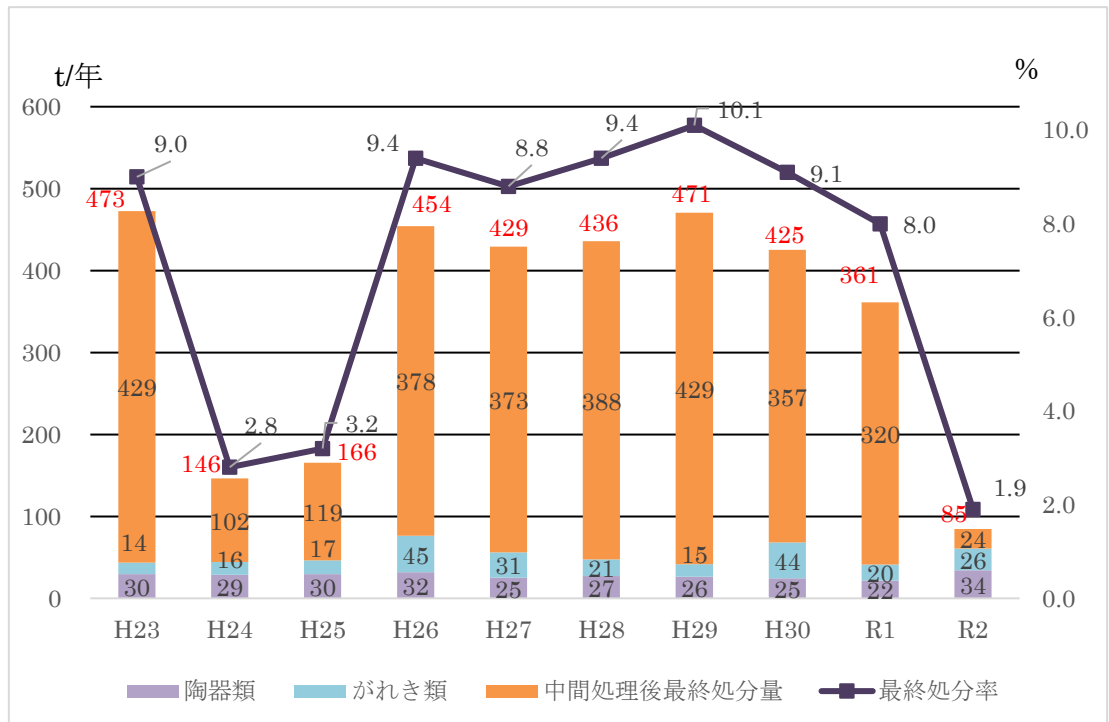


図 3-7 最終処分量の実績

3. ごみ組成調査

可燃ごみ中に含まれる資源の割合を調査し、住民の分別努力を数値化するため、平成28（2016）年度より組成調査を実施しています。

町内の集積場から無作為に1～3袋、合計30袋を採取しました。

※H28の組成調査は上之郷、御嵩地区のみ

（1）可燃ごみ中の資源の割合

可燃ごみの中の資源物の割合は減少傾向にあります。

年度	H28	H29	H30	R1	R2
可燃物	81.9%	85.6%	86.7%	87.3%	88.7%
不燃物	0.3%	0.2%	0.4%	0.7%	1.9%
資源物	17.8%	14.2%	12.8%	12.0%	9.4%
有害物	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%

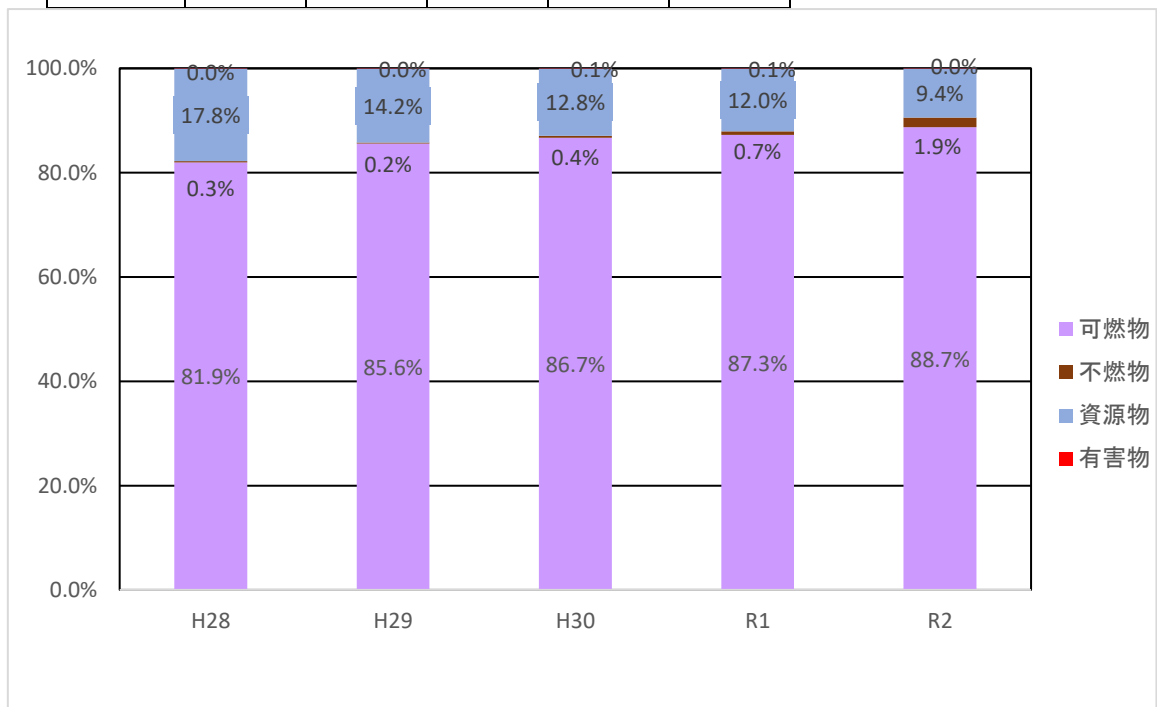


図 3-16 可燃ごみ中の資源の割合

（2）可燃物の内訳

可燃物の約4割を生ごみが占めています。

資源化できる可能性がある雑がみ※、剪定枝は1割弱です。

※ 雑がみとは、家庭から排出される古紙のうち、新聞（折込チラシを含む）、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らないものを言います。具体的には本町で回収している紙製容器包装、投込みチラシ、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱などの紙全般を指します。

年度	H28	H29	H30	R1	R2
生ごみ	41.3%	43.3%	41.8%	38.9%	36.4%
雑がみ	6.8%	4.0%	5.7%	2.0%	2.3%
剪定枝	8.2%	1.4%	4.0%	5.7%	3.5%
その他可燃	43.8%	51.3%	48.5%	53.3%	57.8%

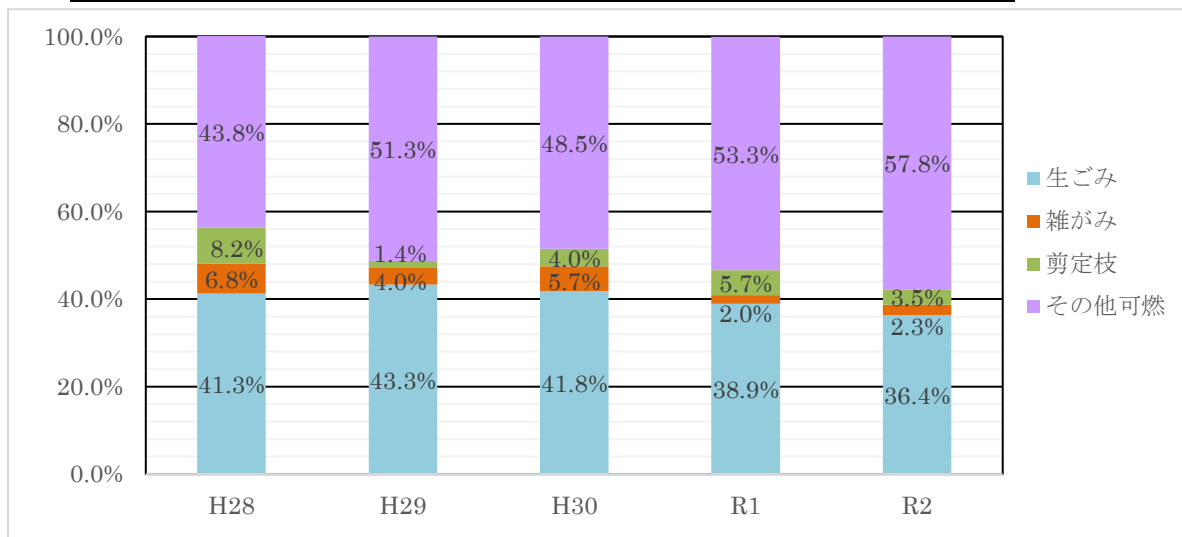


図 3-17 可燃物の内訳

(3) 混入した資源の内訳

可燃ごみに混入していた資源物のうち、令和2年度を除き、約4割がプラスチック製容器包装で、次に古着が多く占めています。

	H28	H29	H30	R1	R2
缶	0.0%	0.4%	0.1%	1.9%	1.1%
ペットボトル	2.7%	4.0%	2.2%	3.6%	5.4%
びん	0.2%	0.4%	0.2%	0.7%	0.7%
ダンボール	0.7%	1.9%	3.0%	1.6%	2.5%
新聞紙	3.9%	7.6%	5.0%	3.0%	6.6%
雑誌類	5.5%	1.8%	3.8%	8.0%	7.7%
飲料用紙パック	1.5%	5.0%	4.4%	5.6%	5.9%
紙製容器包装	14.6%	10.9%	13.0%	10.7%	7.8%
古着類	25.9%	17.3%	20.3%	23.6%	37.0%
小型家電	5.6%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%
食品トレイ	1.6%	3.5%	2.6%	0.9%	1.2%
発泡スチロール	0.0%	0.4%	0.1%	0.4%	1.0%
プラスチック製容器包装	37.7%	46.7%	44.7%	40.2%	23.1%

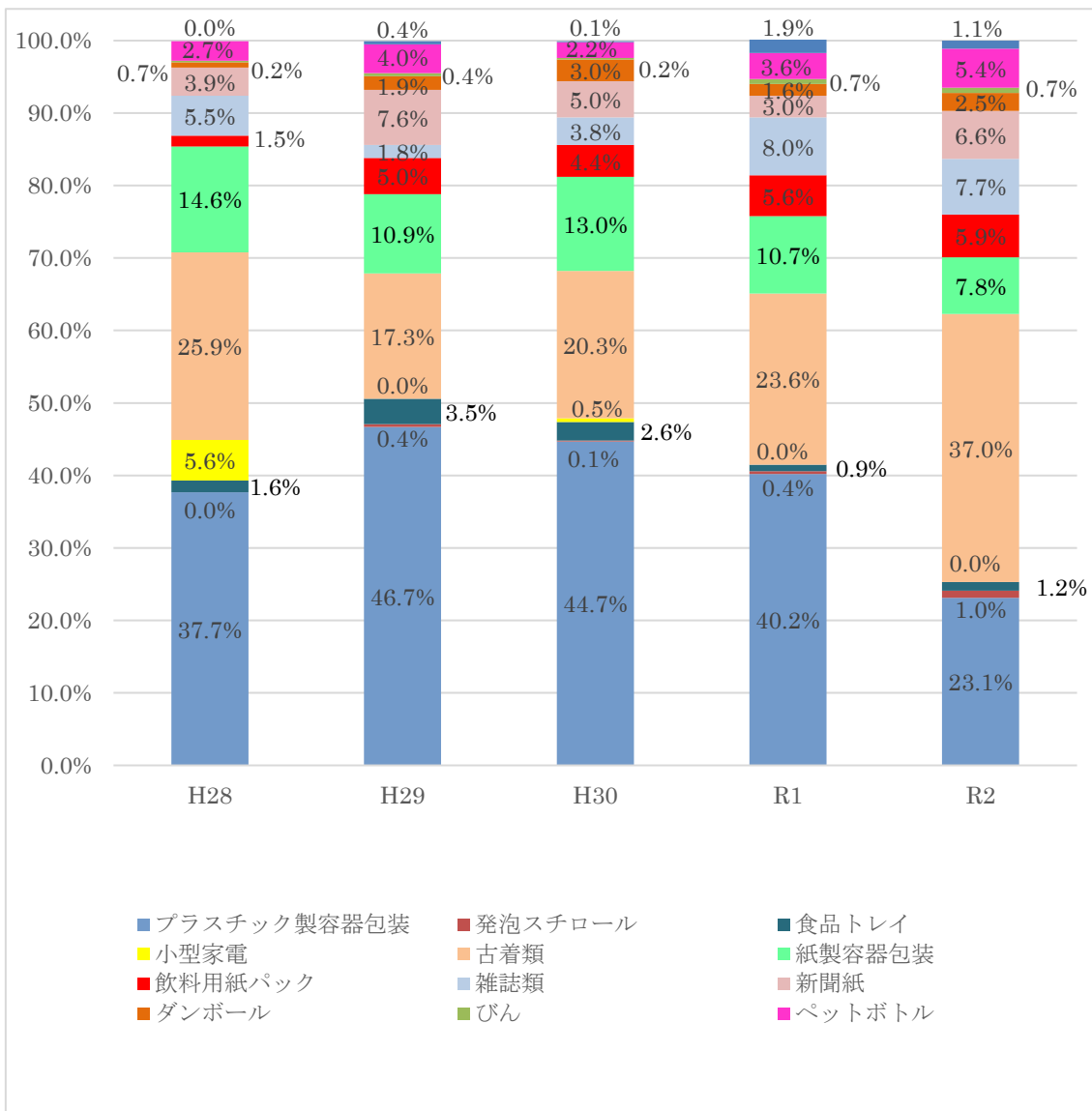


図 3-18 混入した資源の内訳

(4) 調査結果詳細

可燃ごみ組成調査結果の詳細は、図 3-19 に示すとおりです。生ごみが約 3 割のほか、雑ごみ、剪定枝も含め資源化できる可能性があるごみが約 2 割あります。

	H28	H29	H30	R1	R2
生ごみ	52.5%	37.0%	36.3%	34.0%	32.3%
雑がみ	8.6%	3.4%	4.9%	1.8%	2.0%
剪定枝	10.4%	1.2%	3.5%	5.0%	3.1%
その他可燃	0.4%	43.9%	42.0%	46.5%	51.3%
不燃ごみ	0.4%	0.2%	0.4%	0.7%	1.9%

缶	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.1%
ペットボトル	0.7%	0.6%	0.3%	0.4%	0.5%
びん	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%
ダンボール	0.2%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%
新聞紙	1.1%	1.1%	0.6%	0.4%	0.6%
雑誌類	1.5%	0.3%	0.5%	1.0%	0.7%
飲料用紙パック	0.4%	0.7%	0.6%	0.7%	0.6%
紙製容器包装	4.0%	1.5%	1.7%	1.3%	0.7%
古着類	7.1%	2.5%	2.6%	2.8%	3.5%
小型家電	1.5%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
食品トレイ	0.5%	0.5%	0.3%	0.1%	0.1%
発泡スチロール	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%
プラスチック製容器包装	10.4%	6.6%	5.7%	4.8%	2.2%
有害物	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%

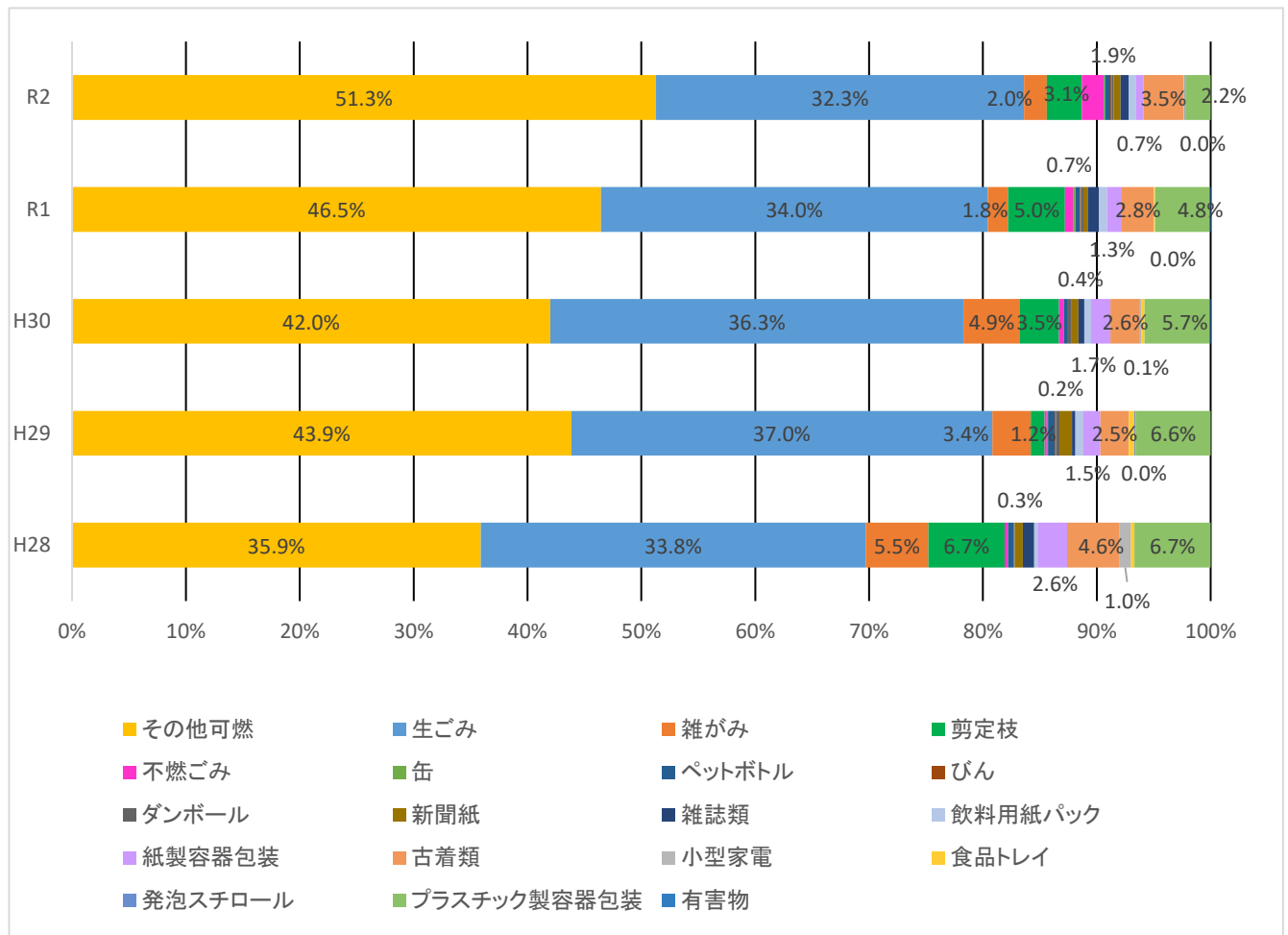


図 3-19 ごみ組成調査結果

4. ごみ処理の課題

ごみ処理の現状から抽出した課題と取り組みの方向性は、図 3-20 に示すとおりです。
可燃ごみの削減を行うため、生ごみの資源化を促進し、可燃ごみから更に分別して資源化する方法を検討するとともに、資源を出しやすい仕組みづくりを検討します。
事業系ごみについては、排出の実態把握を行い多量排出事業者への指導を行います。
また、ごみ減量対策の調査研究を実施するとともに、ごみ減量に関する情報提供を行いながら減量意識を高めていきます。

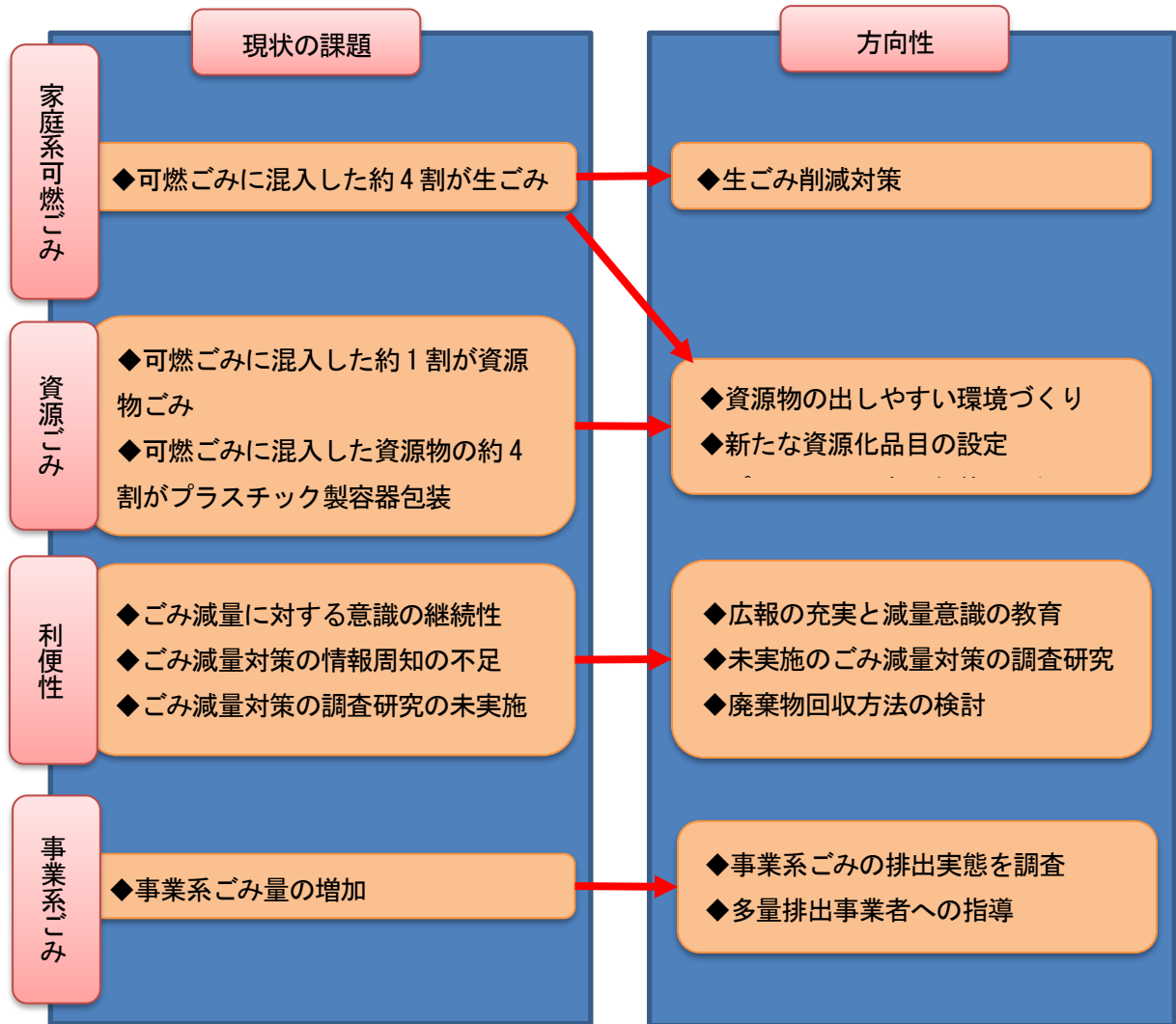


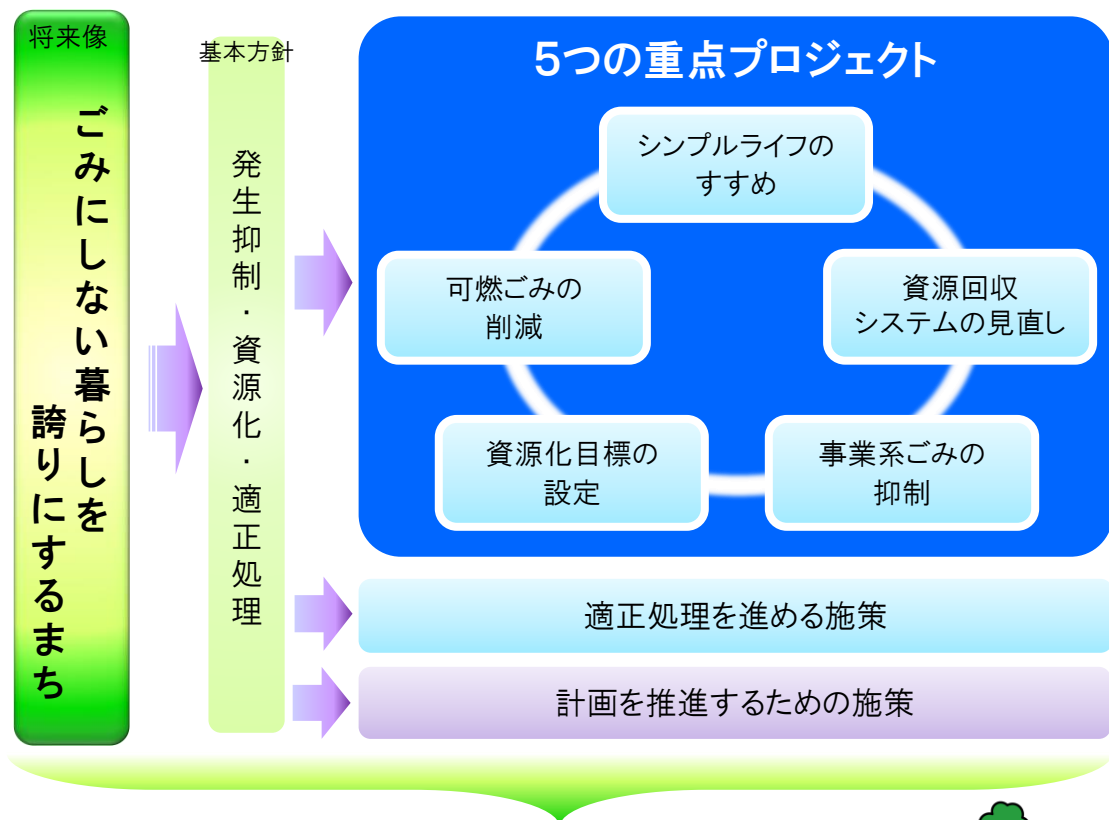
図 3-20 ごみ処理の課題と施策の方向性

第4章 ごみ処理基本計画

1. 将来像・基本方針

大量生産・大量消費・大量廃棄のシステムは、有限である資源を浪費し、温室効果ガスによる地球温暖化の要因になるなど、地球規模の環境問題を生み出しました。これは人類共通の課題であり解決していくためには、一人ひとりがライフスタイルを変えていくこと、それぞれの事業者が環境に配慮した活動を進めることが必要です。

本町では「環境モデル都市」として地球温暖化対策を進め、低炭素社会と循環型社会を実現するため、「ごみにしない暮らしを誇りにするまち」を本計画の将来像に掲げ、「発生抑制」「資源化」「適正処理」の3つの基本方針のもと、5つの「重点プロジェクト」と、「適正処理を進める施策」「計画を推進するための施策」を実施していくとともに、2030年を年限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」も視野に入れて、私たち一人ひとりが「シンプルライフみたけ」を実践していきます。



低炭素社会と循環型社会を実現する

シンプルライフみたけ



図 4-1 計画の体系

2. 数値目標

3つの基本方針「発生抑制」「資源化」「適正処理」の進捗を確認するため、4つの数値目標と1つの指標値を設定します。

(1) 目標値

発生抑制の取組状況を評価するため、住民のみなさんの取り組みや、本町が施策を行うことで削減できるごみの量として、本町から排出される全てのごみの量を表す「ごみ総排出量」、住民のごみ減量の努力や分別収集への努力を表す代表的な指標として資源物・集団回収量を除いた、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ等の処理・処分の必要なごみが家庭からどれだけ排出されたかを表す「1人1日家庭系ごみ排出量」、事業所から出るごみの総量を表す「事業系ごみ排出量」を数値目標とします。

また、リサイクル率は組合における資源化率・最終処分率の変化や、民間業者による資源回収ルートが増加など、本町における取り組み以外の要因が大きく影響していることから本計画では指標値としていましたが、重点プロジェクトによる取り組みなども踏まえ、目標値に設定します。

① ごみ総排出量

平成27年度におけるごみ総排出量は4,857トンで、人口の減少に伴いごみ排出量は減少傾向にあります。

今後も減少傾向を維持すると予測し、本計画における目標は、令和8(2026)年度に4,380トン(9.8%削減 H27比較)とすることを目標とします。



② 1人1日家庭系ごみ排出量

平成27年度における1人1日家庭系ごみ排出量は420グラムで、現在の減少傾向を維持すると予測し、減量対策の調査研究も踏まえ、令和8(2026)年度に407グラム(3.1%削減 H27比較)とすることを目標とします。

1人1日家庭系ごみ排出量を

2026年に **407** グラム に削減します。



③ 事業系ごみ排出量

平成27年度における事業系ごみの排出量は1,150トンです。事業系ごみは、新型コロナウイルスの影響を受けた令和2年度以外は、目標値を上回っていることから、平成27年度排出量を上回らない1,150トンを維持します。

事業系ごみ排出量は

1,150 トン を維持します。



④ リサイクル率

平成27年度におけるリサイクル率は19.8%です。重点プロジェクトによる取り組みなども踏まえ、令和8(2026)年度に25%(5.2ポイント増 H27比較)を目標値として設定します。

リサイクル率を

2026年に **25%** にします。



(2) 指標値

指標値は本町の取り組み以外の要因が大きい取り組みについて、進捗状況を評価する目安として設定します。

① 最終処分量

最終処分量は、可茂衛生施設利用組合における取り組みが大半であり、本町における取り組み以外の要因が大きく影響します。このため、最終処分量を取り組みの進捗状況を測る目安として指標値を設定します。

表 4-1 指標値

項目	現状 (平成 27 年度)	最終年度 (2026 年度)
最終処分量	429 トン	71 トン

3. 目標達成のための施策

目標達成のための重点プロジェクトと施策の一覧は、表 4-2 に示すとおりです。

表 4-2 (1) 重点プロジェクト・施策の一覧

重点プロジェクト・施策	基本方針		
	発生抑制	資源化	適正処理
重点プロジェクト1 シンプルライフのすすめ			
本当に必要？グリーンコンシューマーのすすめ	○		
マイボトル・マイ箸の持参	○		
マイバック運動の推進	○		
イベントごみの削減（リユース食器の利用）	○		
重点プロジェクト2 可燃ごみの削減			
家庭でできる生ごみ堆肥化の促進	○		
生ごみ減量方法の調査・研究	○	○	
剪定枝資源化の推進		○	
雑がみ資源化の推進及び調査・研究		○	
プラスチック製容器包装の周知徹底		○	
プラスチック廃棄物の分別収集・再商品化		○	
廃食用油収集の推進		○	
重点プロジェクト3 資源回収システムの見直し			
集団回収の調査・研究		○	
リサイクルステーションのPR		○	○
リユースに関する調査・研究		○	
使用済小型家電回収量増加の調査・研究		○	○
重点プロジェクト4 資源化目標の設定			
可燃ごみ組成調査及び食品ロス削減推進計画の策定	○	○	
次期計画のごみ減量・資源化に関する目標値の設定	○	○	

表 4-2 (2) 重点プロジェクト・施策の一覧

重点プロジェクト・施策	基本方針		
	発生抑制	資源化	適正処理
重点プロジェクト5 事業系ごみの抑制			
事業系ごみの実態調査	○		
多量排出事業者への指導	○		
事業所への周知	○		○
食品リサイクルの調査・研究		○	
適正処理を進める施策			
不燃ごみ回収方法の調査・研究			○
資源持ち去り防止に関する調査・研究			○
高齢者などへのごみ出し支援の検討			○
計画を推進するための施策			
ごみ処理（再商品化）に関する積極的な情報の提供	○	○	○
環境教育の推進	○	○	○
小・中学校の環境学習の充実	○	○	○
環境フェアへの参画（参加）	○	○	○
廃棄物減量等推進審議会の開催	○	○	○



生ごみ減量と緑を育む運動講座・環境フェア



重点プロジェクト1 「シンプルライフのすすめ」

私たちにいちばん身近なごみから持続可能な地域づくりを行うために、一人ひとりが家庭などでできる「ごみにしない暮らし」を実践します。



No.1 本当に必要？グリーンコンシューマーのすすめ

私たちの日々の様々な活動は環境汚染やごみを生み出し、自給自足で環境負荷の小さな暮らしを行うことは難しくなっています。しかし、「たくさんのモノ」に囲まれる生活よりも、「長く愛せる質の良いもの」を身の回りに置き、過剰包装でなく量り売りの商品や近くで生産された商品、リサイクルできる素材でできたものを選ぶ買い物をすることで、「シンプルライフ」を始めることができます。

「商品」を購入する時に価格、耐久性、デザイン、味などを含めた「性能」「安全性」に「環境」の視点をプラスして買い物をする消費者「グリーンコンシューマー」を増やす啓発を推進していきます。

グリーンコンシューマー

消費者が環境物品（環境負荷の低減に資する物品・サービス）を積極的に購入したり、そうでない物品を忌避したりするなどの消費行動を通して、供給サイドを環境経営に誘導し、持続可能な社会の構築を目指すことをグリーン・コンシューマリズム（緑の消費者運動）といい、このような行動をとる消費者をグリーン・コンシューマー（緑の消費者）と呼びます。

買い物10原則

- ① 必要なものを必要なだけ買う
- ② 使い捨て商品ではなく、長く使えるものを選ぶ
- ③ 容器や包装はないものを優先し、次に最小限のもの、容器は再使用できるものを選ぶ
- ④ 作るとき、買うとき、捨てるときに、資源とエネルギー消費の少ないものを選ぶ
- ⑤ 化学物質による環境汚染と健康への影響の少ないものを選ぶ
- ⑥ 自然と生物多様性をそこなわないものを選ぶ
- ⑦ 近くで生産・製造されたものを選ぶ
- ⑧ 作る人に公正な分配が保証されるものを選ぶ
- ⑨ リサイクルされたもの、リサイクルシステムのあるものを選ぶ
- ⑩ 環境問題に熱心に取り組み、環境情報を公開しているメーカーや店を選ぶ

（特定非営利活動法人 環境市民のウェブサイトから引用）

No.2 マイボトル・マイ箸の持参



スポーツやレジャーの時以外にも自分の水筒を積極的に持ち歩く「マイボトル」や洗って何度でも使う自分専用の「マイ箸」を持ち歩いて利用すれば、無駄なごみを出すことがありません。

お金さえあればいつでも買うことのできる自動販売機の「ペットボトル飲料」。たしかに手軽で便利ですが、一方で毎回ごみになってしまうことも事実です。また、外食をすると多くの場合は「割り箸」を使うことになり、毎日膨大な数の割り箸が使われ、捨てられていることとなります。

No.3 マイバック運動の推進



「マイバック」はスーパーなどでの買い物の時にお店のレジ袋ではなく自分のバックを利用することです。本町では生活学校での取り組みを更に拡大し、平成20年9月に町内の3店舗とレジ袋の有料化協定を締結してマイバック運動を進めてきました。

また、令和2年7月より「容器包装リサイクル法」に関わる省令改正により、コンビニエンスストアなどの小売業に属する事業者は、レジ袋を有償で提供することが義務付けられたことも、マイバック利用者の増加を加速しており、今後もマイバック運動を推進していきます。

No.4 イベントごみの削減（リユース食器の利用）

お祭りやコンサート、スポーツ観戦といったイベント会場では、使い捨て容器の利用が主流となっています。「祭りのあとには大量のごみ」を改善するために、紙コップ・紙皿・発泡スチロール製のどんぶり・割り箸などの使い捨て容器に変わるリユース食器の利用や排出ごみ削減を調査・研究していきます。

どれだけ減らせるの？

マイボトル：月に1回ペットボトル飲料を購入しないと？

月1回・年12本×18,000人＝**21万6千本**

マイ箸：月に1回割り箸を断ると？

4グラム（割り箸）×12本（月1回）×18,000人÷5キロ（ごみ1袋）＝**約170袋**

マイバック：月に1回レジ袋を断ると？

10グラム（レジ袋）×12枚（月1回）×6,500世帯÷5キロ（ごみ1袋）＝**約150袋**



重点プロジェクト2 「可燃ごみの削減」

家庭から出る可燃ごみを削減するため、生ごみの堆肥化や、新たな資源化品目の検討などを行います。



No.5 家庭でできる生ごみ堆肥化の促進

コンポスト容器などによる家庭でできる生ごみ堆肥化の支援を行うため、生活環境整備施設購入補助金制度を継続するとともに、ダンボールコンポストによる堆肥作りの周知を図っていきます。

No.6 生ごみ減量方法の調査・研究

可燃ごみの約3分の1を占める生ごみの減量方法について、可燃ごみの組成調査を実施しながら、先進自治体の事例などの調査・研究を行います。

No.7 剪定枝資源化の推進

令和元年度に剪定枝葉粉碎機を購入し、可燃ごみとして排出されている剪定枝を堆肥化し、可燃ごみとして排出しないことを要件に町民、自治会などへの無料貸出を開始しました。今後はこの事業を広く周知するよう推進していきます。

資源化量の算出方法

剪定枝：住民1人あたり年間3.6キロ剪定枝を資源化すると？

$$3.6 \text{ キロ (1日 10 グラム)} \times 18,000 \text{ 人} = \text{約}65\text{トン}$$

雑がみ：紙製容器包装以外の雑がみを1人あたり年間3キロ資源化すると？

$$3 \text{ キロ (1日 8.5 グラム)} \times 18,000 \text{ 人} = \text{約}54\text{トン}$$

プラスチック製容器包装：1人あたり年間3.3キロ資源化すると？

$$3.3 \text{ キロ (1日 9 グラム)} \times 18,000 \text{ 人} = \text{約}59\text{トン}$$

廃食油：1人あたり年間220グラム資源化すると？

$$220 \text{ グラム (1日 0.6 グラム)} \times 18,000 \text{ 人} = \text{約}4\text{トン}$$

No.8 雑がみ資源化の推進及び調査・研究

雑がみは、分別収集で「その他紙製容器包装」として回収しています。雑がみに含まれる製紙業者の分類区分（禁忌品[※]）を調査するとともに、先進自治体におけるステーション収集・拠点回収・集団回収などの回収方法を調査研究し、資源化を推進していきます。

※ 禁忌品とは製紙原料にならない異物のことで、防水加工された紙、カーボン紙、写真用紙、臭いのついた紙、油のついた紙などがあり、製紙業者により異なります。

No.9-1 プラスチック製容器包装の周知徹底

平成 26 年 6 月からプラスチック製容器包装の分別収集を開始する中、可燃ごみ袋の混入を避けるため、プラスチック製容器包装の分別について周知徹底を行います。

No.9-2 プラスチック廃棄物の分別収集・再商品化

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等の中、国ではプラスチック資源循環を推進するため「プラスチック資源循環戦略」を策定（令和 2 年 5 月）し、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化する必要があるため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和 3 年 6 月に国会で成立し、令和 4 年 4 月から施行される予定です。

この法律により、市町村はその区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に当たり、必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

また、都道府県及び市町村は国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めていくこととなります。

本町では、ペットボトルのほか、プラスチック製容器包装の分別収集を実施していますが、これ以外のプラスチック廃棄物の分別収集に関し、国の動向を注視し近隣市町村と協議するなど、実施に向けて調査研究をしていきます。

■「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の概要

(1)基本方針の策定

主務大臣は、以下の事項等に関する基本方針を策定します。

- プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

(2)個別の措置事項

①設計・製造段階

プラ製品の環境配慮設計に関する指針に即した環境配慮製品を国が初めて認定し、消費者が選択できる社会へ

①設計・製造段階



プラ製品の設計を環境配慮型に転換

【環境配慮設計指針の策定】

製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した設計であることを認定する仕組みを設けます。

また、認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行います。

②販売・提供段階

小売・サービス事業者などによる使い捨てプラの使用を合理化し、消費者のライフスタイル変革を加速

②販売・提供段階



使い捨てプラをリデュース

【ワンウェイプラスチックの使用の合理化】

ワンウェイプラスチック（コンビニ等のスプーン、フォークなど）の提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定します。

また、主務大臣の指導・助言・ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置します。

③排出・回収・リサイクル段階

あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルを3つの仕組みで促進

③排出・回収・リサイクル段階



排出されるプラをあまねく回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化の促進】

プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リルートを活用した再商品化を可能にします。

また、市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が再商品化を実施することを可能にします。

【製造・販売事業者等による自主回収の促進】

製造・販売事業者等がプラスチック製品等を自主回収・再資源化する計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、認定事業者の廃棄物処理法の業許可を不要とします。

【排出事業者の排出抑制・再資源化の促進】

排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定します。

また、主務大臣の指導・助言・プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置します。加えて、排出事業者等が再資源化計画を作成し、主務大臣が認定した場合に、認定事業者の廃棄物処理法の業許可を不要とします。

No.10 廃食用油収集の推進

公用車トラックの燃料フィルターの目詰まり等で冬季に始動しないことや、老朽化による故障が多くなったことから、令和2年度からバイオディーゼル燃料の公用車使用を終了しました。廃食用油はバイオディーゼル燃料以外にチェーンソー油などに利用されており、今後も廃食用油の分別収集を推進していきます。

表 4-3 重点プロジェクト2のスケジュール

No.	取り組み	年度（西暦）										
		‘17	‘18	‘19	‘20	‘21	‘22	‘23	‘24	‘25	‘26	
5	家庭でできる生ごみ堆肥化	継続	→									
6	生ごみ減量方法の調査・研究	---	---	---	---	→	研究	→				→
7	剪定枝資源化の推進	---	→	検討	実施	→						→
8	雑がみ資源化の推進、調査研究	---	---	---	---	→	研究	→				→
9-1	プラスチック製容器包装の周知徹底	継続	→									
9-2	プラスチック廃棄物の分別収集・再商品化						研究	→				→
10	廃食用油収集の推進	収集継続	→		(燃料終了)	→						→



重点プロジェクト3 「資源回収システムの見直し」

ごみから資源への流れを今まで以上に進めるため、資源回収システムの見直しを行います。



No.11 集団回収の調査・研究

民間業者による資源回収箇所の増加や新型コロナウイルス感染防止により、集団回収量は減少傾向にあります。民間業者のほか、伏見公民館や上之郷公民館、御嵩小学校などにリサイクルステーションが設置されており、資源回収箇所の増加も踏まえ、集団回収の調査・研究を行っていきます。

No.12 リサイクルステーションのPR

御嵩町生活学校、あゆみ館で活動しているリサイクルステーションについて、防災無線や広報誌などで周知していきます。

また、リサイクルステーションの利便性を向上するため、開設日時・開設場所の変更、案内看板なども含めて、開設者とともに調査・検討を行います。



あゆみ館「リサイクルステーション」

No.13 リユースに関する調査・研究

粗大ごみとして排出されているものには、まだ使えるものも多くあり、ささゆりクリーンパークでは、粗大ごみとして出される自転車のリユースとして可茂管内在住の来館者を対象に毎年、無料抽選会を行っています。また、インターネットにおけるリユース売買も活発であり、リユース（再使用）について、先進自治体の事例などを調査研究していきます。

No.14 使用済小型家電回収量増加の調査・研究

平成 27 年 1 月から役場などに設置している専用ボックスで回収している使用済小型家電製品は、不燃ごみ（金物類）や粗大ごみとしても排出することができるため、一部はささゆりクリーンパークの不燃物処理施設で破碎・選別処理が行われています。レアメタルなどの資源化を進めるため、今後も専用ボックスで回収するとともに、回収量増加の調査研究をしていきます。

表 4-4 重点プロジェクト 3 のスケジュール

No.	取り組み	年度（西暦）									
		'17	'18	'19	'20	'21	'22	'23	'24	'25	'26
11	集団回収の調査・研究	---	---	---	---	→	研究	→	→	→	→
12	リサイクルステーションPR	実施	→	→	→	→	→	→	→	→	→
13	リユースの調査・研究	---	---	---	---	→	研究	→	→	→	→
14	使用済小型家電回収量の増加	---	---	---	---	→	研究	→	→	→	→



重点プロジェクト4 「資源化目標の設定」

可燃ごみ中に含まれる資源の量を把握し、次期計画の資源化目標値の設定につなげます。



No.15 可燃ごみ組成調査及び食品ロス削減推進計画の策定

可燃ごみの組成調査を年1回・地区別の可燃ごみ組成調査を実施しています。組成調査の中で家庭から出る食品廃棄物のうち、食品ロスの割合を把握する方法を研究します。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、令和3年度に「岐阜県食品ロス削減推進計画」（計画期間 令和4（2022）年度から令和12（2030）年度）が策定される予定であり、本町もこの法律に基づき、「御嵩町食品ロス削減推進計画」の策定を検討していきます。

No.16 次期計画のごみ減量・資源化に関する目標値の設定

ごみ減量化・資源化に関わるリサイクル率は、組合における資源化量や民間事業者による資源回収量など、本町の取り組み以外の要因が影響していることから、進捗状況を評価する指標値としていましたが、重点プロジェクトの取り組みも踏まえ、令和8（2026）年のリサイクル率目標値を25%とし、ごみ減量化・資源化を推進します。また、令和9（2027）年度からの次期計画に向けて目標値の設定を検討していきます。



可燃ごみ組成調査

表 4-5 重点プロジェクト4のスケジュール

No.	取り組み	年度（西暦）										
		'17	'18	'19	'20	'21	'22	'23	'24	'25	'26	
15	可燃ごみ組成 調査及び食品 ロス削減推進 計画策定	組成 調査	→					計画 検討	→			
16	ごみ減量資源 化目標値設定	- - - - - →				実施	→					

もったいない！食べられるのに捨てられる 「食品ロス」を減らそう

まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」が日本では年間約632万トンにも上ります。これを日本人1人当りに換算すると、毎日お茶碗約1杯分（約136g）のご飯の量を捨てていることとなります。私たちは多くの食べ物を輸入しながら、大量に捨てているのです。

食品ロス削減の工夫

- ① 食材を「買い過ぎず」「使い切る」「食べ切る」
- ② 残った食材は別の料理に活用しよう
- ③ 「消費期限」と「賞味期限」の違いを理解しよう
- ④ 外食時での食べ残しを防ぐためには？

☆小盛メニューがあれば利用する。

☆料理を注文する際にボリュームを確認し、「食べ切れないかも」と思ったら「少なめにできますか？」とお願いする。

☆セットメニューの中に食べられない物があれば、注文の際に、あらかじめそれを抜いてもらう。

（政府広報オンラインから引用）



食べものに、
もったいないを、
もういちど。

NO-FOODLOSS PROJECT



重点プロジェクト5 「事業系ごみの抑制」



事業系ごみの排出実態を把握し、多量排出事業者への指導を行うとともに、小規模事業所に対してもごみ減量の啓発を行います。



No.17 事業系ごみの実態調査

家庭から排出されるごみが減少しているのに対し、事業系ごみは上昇傾向にあります。収集運搬業者から事業所ごとの前年度排出量の聞き取り調査を行い、1日平均100キログラム以上の一般廃棄物を排出する全ての多量排出事業所に対して現地立入など事業系ごみの実態把握を行います。

No.18 多量排出事業所への指導

御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例では、建物延べ床面積3,000平方メートル以上または1日平均100キログラム以上の一般廃棄物を排出する事業所は、減量計画を作成し届け出を行うことになっています。

減量計画作成の対象となる事業所に対して、計画の作成と届出の指導を行うとともに、届出された減量計画をもとに、ごみ減量や資源化に関するパンフレットやチラシや、現地立入などで指導を行います。

No.19 事業所への周知

減量計画作成の対象とならない中小規模の事業所についても、ごみ減量の取り組みを進める必要があります。中小規模の事業所に対しては、ごみ減量や資源化に関するパンフレットやチラシを作成し、周知・啓発を行います。

事業系ごみの啓発効果

事業系可燃ごみ 約1,100トンが、啓発効果で約1割抑制されると、

1,100トン×1割=110トン

No.20 食品リサイクルの調査・研究

食品ロスは、食品メーカーや卸、小売店、飲食店、家庭など、「食べる」ことに関係する様々な場所で発生しています。

食品メーカーや卸、小売店では、加工食品の製造日から賞味期限まで3分の1を切った段階で返品・廃棄するいわゆる3分の1ルールなどで売れ残り品が、レストランなどの飲食店では、客が残した料理（特に野菜や穀類）などが食品ロスとなっています。

事業所内での堆肥化装置の設置や、登録再生事業者による飼料化など、事業所から出る食品廃棄物のリサイクルについて調査・研究を行います。

表 4-6 重点プロジェクト5のスケジュール

No.	取り組み	年度（西暦）									
		'17	'18	'19	'20	'21	'22	'23	'24	'25	'26
17	事業系ごみの実態調査	---	→	調査	実施	→	→	→	→	→	→
18	多量排出事業所への指導	---	---	---	---	→	実施	→	→	→	→
19	事業所への周知	実施	啓発	→	→	→	→	→	→	→	→
20	食品リサイクルの調査・研究	---	---	---	---	→	研究	→	→	→	→



適正処理を進める施策

ごみの適正な処理とごみ出しへの不安感を解消するために、資源の持ち去り防止や高齢者などへの個別収集を検討します。



No.21 不燃ごみ回収方法の調査・研究

アンケート調査結果では陶磁器類の回収回数（年2回）に不満をいただいている人が約2割いました。陶磁器類は指定袋制（有料）で回収を実施していることから、無人の回収ボックスを適用することはできません。少量の陶磁器類を公民館や役場などで受け付ける方法について、実態調査や研究を行っていきます。

No.22 資源持ち去り防止に関する調査・研究

岐阜県内の多くの自治体では収集日に集積場から金属類などの資源を持ち去る行為が発生しています。本町でも令和3年度に陶磁器を持ち去る行為の通報がありました。

持ち去られた資源は売却できる金属類などを抜き取った後に不要なプラスチック類などが不法投棄されたり、不適正な処理により環境汚染を引き起こされたりしています。

本町では条例で持ち去り行為を禁止していますが、所有権の明確化や罰則は適用されていません。今後もパトロールを強化し防止用看板の設置や先進自治体の事例などを調査・研究していきます。



資源持ち去り状況（撮影：岐阜県内）

No.23 高齢者などへのごみ出し支援の検討

総務省統計局の推計では、令和3年9月15日現在の75歳以上の人口は15.0%となっており、今後も高齢化が進んでいくと予測されています。

社会福祉協議会などと連携して、ごみ出しに不安のある高齢者、障がい者世帯などに対して、安否確認を兼ねた地域での支え合いの中で支援を検討していきます。

表 4-7 適正処理を進める取り組みのスケジュール

No.	取り組み	年度（西暦）									
		'17	'18	'19	'20	'21	'22	'23	'24	'25	'26
21	不燃ごみ回収方法の調査・研究	---	---	---	---	→	研究	→	→	→	→
22	資源持ち去り防止に関する調査・研究	---	---	---	→	研究	→	→	→	→	→
23	高齢者などへのごみ出し支援	---	---	---	→	検討	→	→	→	→	→

無許可の回収業者を利用しないでください！

家庭から出るごみを業務として収集運搬や処分するためには、町の委託や許可（一般廃棄物処理業許可）が必要となります。また、テレビ・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・冷凍機の処分には、家電リサイクル法に定められた手続きが必要となります。

無料回収をうたう業者にごみの回収を依頼し、あとから高額な手数料を請求されたり、無許可業者と知らずに手数料を支払いごみの処分を依頼し、不法投棄や不適切な処分をされたりするケースが全国的に発生しています。

どうして「無許可」の業者に依頼してはいけないの？

不法投棄：無許可の業者によって回収された廃家電や粗大ごみが不法投棄された事例が多く報告されています。

不適正処理：環境対策を行わずに廃家電を破壊すると、フロンガスや鉛などの有害物質が環境中に放出されます。

不適正な管理による火災：廃家電は電池やプラスチック類を含むため、海外へ持ち出すために集めた不適正に管理されたヤードで火災が発生しています。



計画を推進するための施策

計画を効率的に推進していくため、情報提供や環境学習を進めるとともに、廃棄物減量等推進審議会で計画の点検・見直し・評価を実施します。



No.24 ごみ処理（再商品化）に関する積極的な情報の提供

ごみの分別方法にとどまらず、具体的にごみ処理の方法や処理にかかる費用などを積極的にホームページや広報に掲載します。また、ごみの分別や収集日カレンダーなどの情報を配信できるアプリを利用している自治体もあることから、先進自治体の事例の調査研究も行っていきます。

No.25 環境教育の推進

自ら環境について考え行動できる「人づくり」を目指すため、新たな講座を検討するなど、環境教育の普及を推進します。

No.26 小・中学校の環境学習の充実

環境学習の時間など、小・中学生に対するごみの分別に関する出前講座を継続的に実施し、御嵩町の未来を担う、環境に対して意識の高い子どもたちを育成します。

No.27 環境フェアへの参画（参加）

住民・事業者・行政が一体となって「シンプルライフ」に取り組んでいけるよう、環境フェアにて積極的な情報提供を行い、住民の環境に対する意識を高めていきます。

No.28 廃棄物減量等推進審議会の開催

住民や事業者の意見・要望を反映させ本計画を効率的に推進していくために、廃棄物減量等推進審議会に計画の進捗状況を報告するとともに、「計画」(Plan)・「実行」(Do)・「評価」(Check)・「見直し」(Action) のいわゆる PDCA サイクルで継続的に本計画の点検・見直し・評価を実施します。

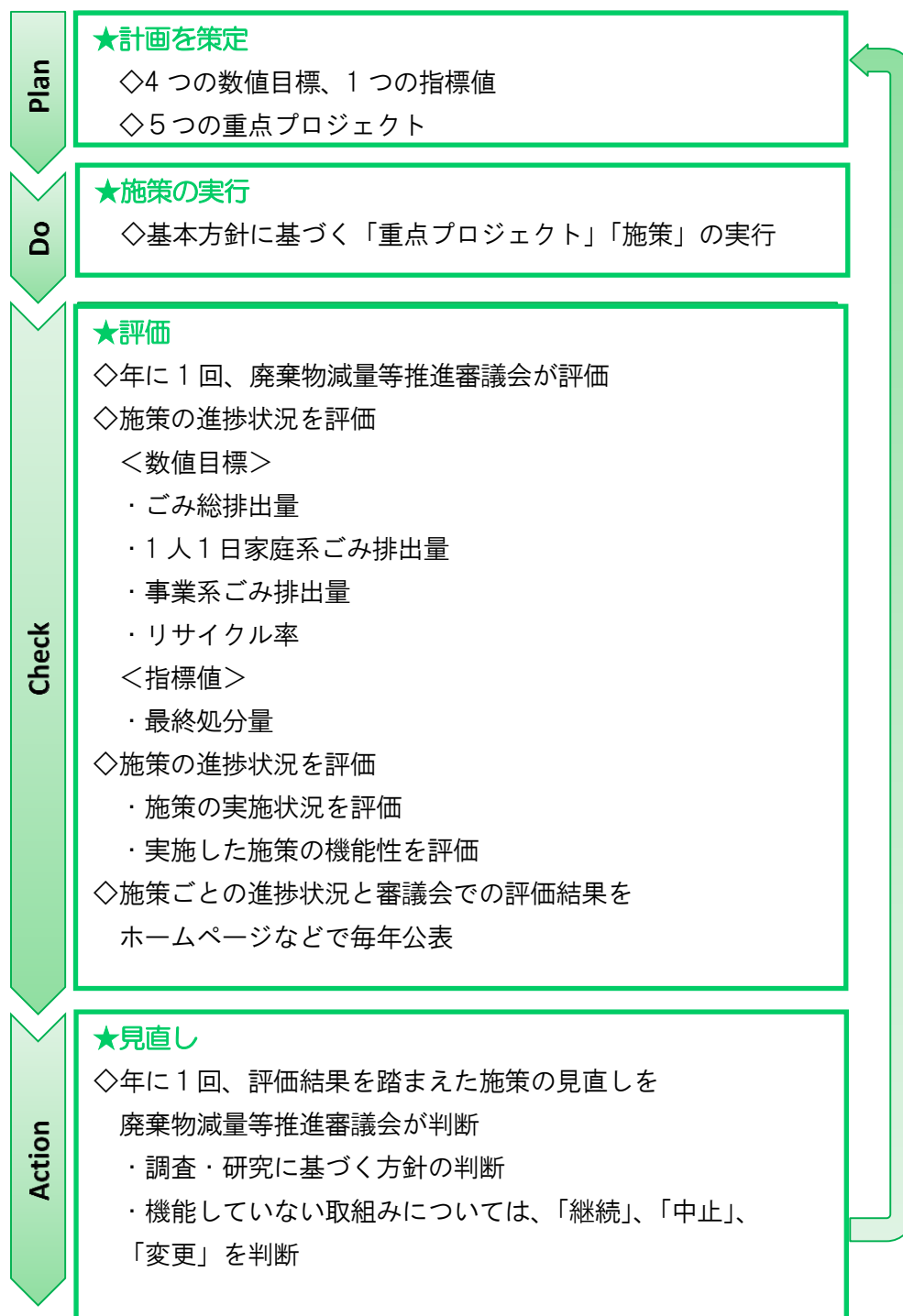


図 4-2 PDCA サイクル

4. ごみの排出量及び処理量の見込み

本計画の前期では、将来ごみ排出量の予測は、人口の将来予測値及び過去 10 年間のごみ排出量の実績に基づいて、トレンド推計式^{※1}により将来数値を推計する手法を用いました。この手法は、『ごみ処理施設構造指針解説^{※2}』に示された方法です。

また、家庭系ごみ及び集団回収量については、ごみ種別の発生原単位推計結果×人口推計の予測値×年間日数で算出し、事業系ごみについては、ごみ種別の発生原単位×年間日数で算出しました。

後期における見直しとして、ごみ排出量及び処理量の予測は令和 2 年度までの実績を踏まえ、平成 28 年度から令和 2 年度（5 年間）までの発生原単位の平均値×人口推計の予測値×年間日数で算出しました。なお、事業系ごみに関わる本計画の見直しは行わず当初どおりとします。

※1：トレンド推計式とは、過去の実績から規則性を見出し、その規則性から適合する傾向線を最小二乗法により算出する方法です。

※2：『ごみ処理施設構造指針解説』（社団法人全国都市清掃会議編・昭和 54 年 6 月）

（1）人口推計

本計画で使用する推計人口は、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画Ⅷ」（令和 3（2021）年 3 月）に示された、人口推計を使用します。

使用する将来人口は、表 4-8 及び図 4-4 に示すとおりです。

表 4-8 将来人口の推計結果

項目	年	人口	備考
実績	平成 28（2016）年	18,718 人	4 月 1 日
	平成 29（2017）年	18,557 人	
	平成 30（2018）年	18,445 人	
	平成 31（2019）年	18,283 人	
	令和 2（2020）年	18,279 人	
推計	令和 3（2021）年	17,998 人	「高齢者福祉計画・介護保険事業計画Ⅷ」
	令和 4（2022）年	17,852 人	
	令和 5（2023）年	17,702 人	
	令和 6（2024）年	17,559 人	
	令和 7（2025）年	17,379 人	
	令和 8（2026）年	17,204 人	

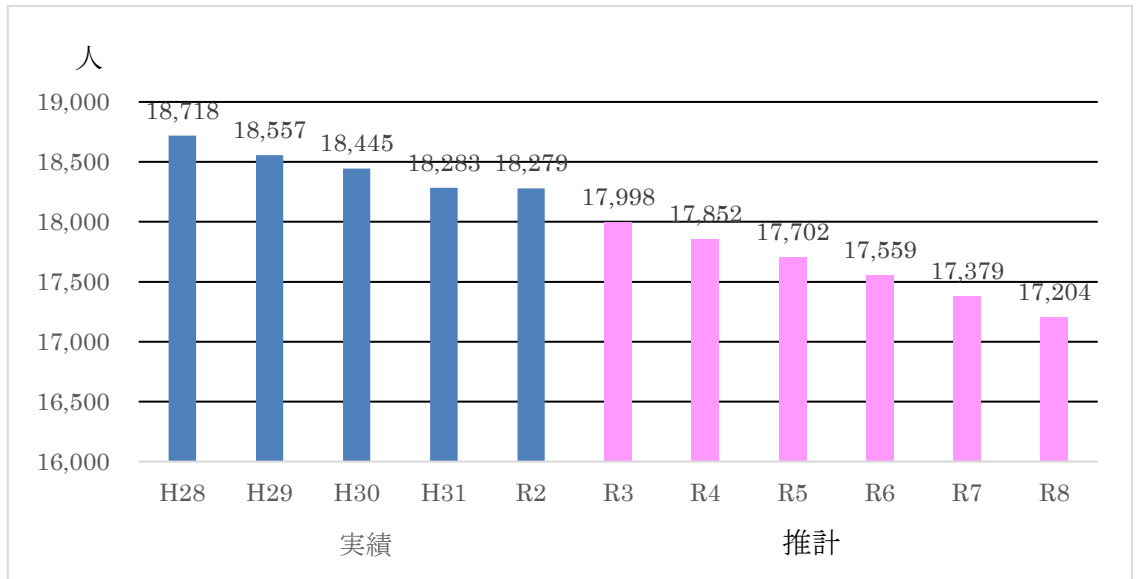


図 4-4 将来人口の推計果

(2) ごみ排出量の将来予測

ごみ排出量の実績と予測は、表 4-9 及び図 4-5 に示すとおりです。

人口の減少に伴い、可燃ごみ、不燃ごみなどは減少し、民間事業者による資源回収の影響で集団回収量などは、横ばいとなる見込みです。

これらのことから、ごみ総排出量は減少しますが、1人1日あたりごみ総排出量及び1人1日あたり家庭ごみ総排出量は横ばいになると予測します。

表 4-9 ごみ排出量の実績と予測

項目	年度	単位	実績					予測	
			H28	H29	H30	R1	R2	R3	R8
ごみ総排出量		t/年	4,625	4,657	4,654	4,534	4,416	4,531	4,381
可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 資源物 特別ごみ 集団回収量	可燃ごみ	t/年	3,748	3,731	3,727	3,741	3,696	3,689	3,574
	不燃ごみ	t/年	140	133	181	158	202	159	152
	粗大ごみ	t/年	97	82	91	45	58	88	86
	資源物	t/年	370	359	317	271	264	307	294
	特別ごみ	t/年	8	9	7	8	9	9	8
	集団回収量	t/年	263	343	330	311	187	279	267
1人1日あたりごみ総排出量		g/人・日	677	688	691	678	662	690	698
1人1日あたり家庭系ごみ排出量		g/人・日	414	410	416	414	428	417	417

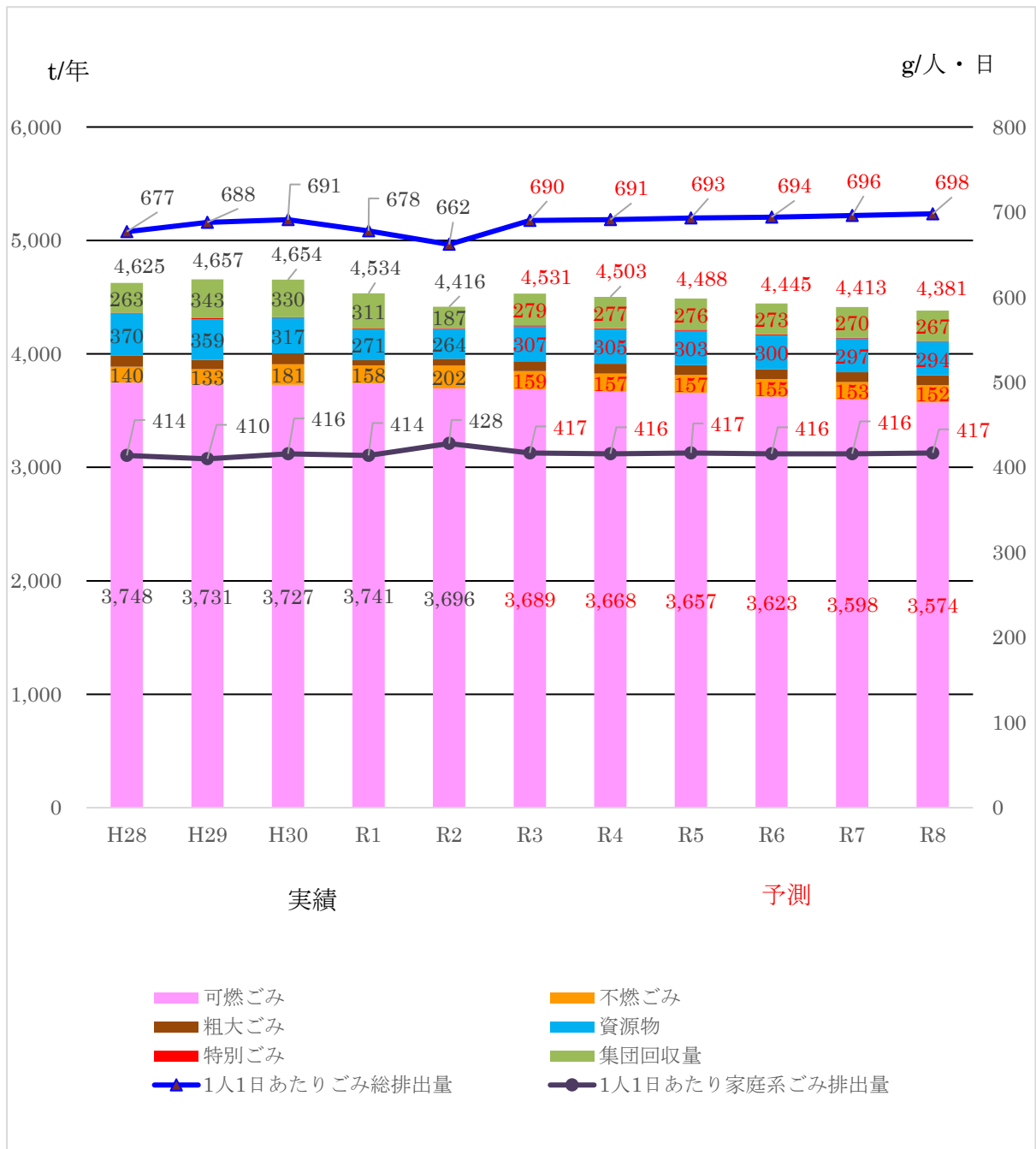


図 4-5 ごみ排出量の実績と予測

(3) 資源化量の将来予測

資源化量とリサイクル率の実績及び予測は、表4-10及び図4-6に示すとおりです。

令和2年度から、ささゆりクリーンパークによる焼却物の資源化により中間処理後資源化量が増加していますが、横ばいとなる見込みです。また、民間業者による資源回収の増加などもあり、資源物、集団回収量、リサイクル率も横ばいになると予測します。

表4-10 資源化量の実績と予測

項目	年度	単位	実績					予測	
			H28	H29	H30	R1	R2	R3	R8
総資源化量		t/年	744	806	785	720	1,056	1,159	1,108
資源物	資源物	t/年	370	359	317	271	264	307	294
	集団回収量	t/年	263	343	330	311	187	279	267
	中間処理資源化量	t/年	111	105	138	138	605	573	547
リサイクル率		%	16.1	17.3	16.9	15.9	23.9	25.6	25.3

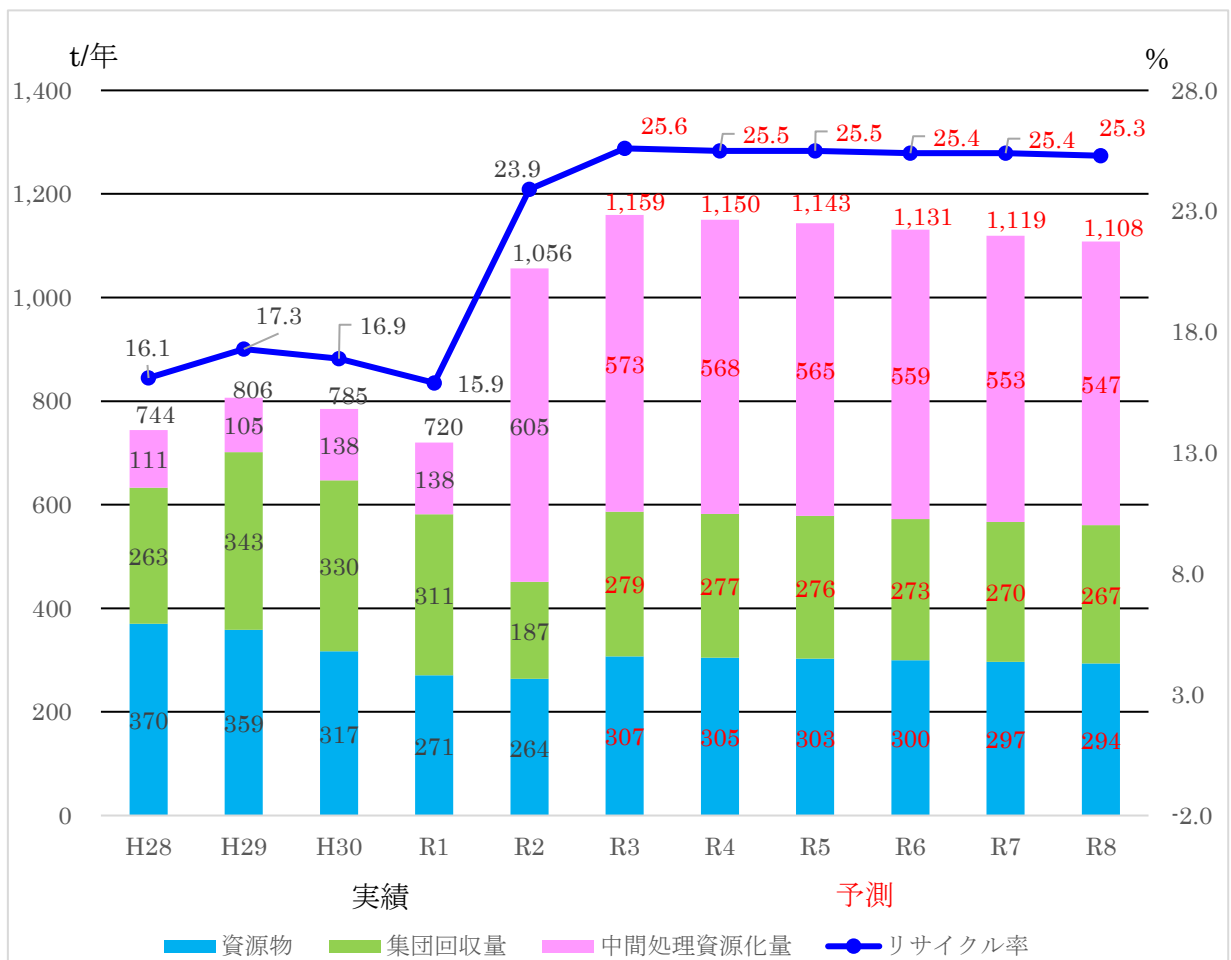


図4-6 資源化量の実績と予測

(4) 最終処分量の将来予測

最終処分量の実績及び予測は、表 4-11 及び図 4-7 に示すとおりです。
 令和 2 年度から、ささゆりクリーンパークによる焼却物の資源化により中間処理後最終処分量は減少していますが、横ばいになると予測します。

表 4-11 最終処分量の実績と予測

項目	年度	単位	実績					予測	
			H28	H29	H30	R1	R2	R3	R8
最終処分量		t/年	436	471	425	361	85	74	71
陶磁器・がれき類		t/年	48	42	68	41	61	51	48
中間処理後最終処分量		t/年	388	429	357	320	24	24	23
最終処分率		%	9.4	10.1	9.1	8.0	1.9	1.6	1.6
1日あたり最終処分量		t/日	1.2	1.3	1.2	1.0	0.2	0.2	0.2

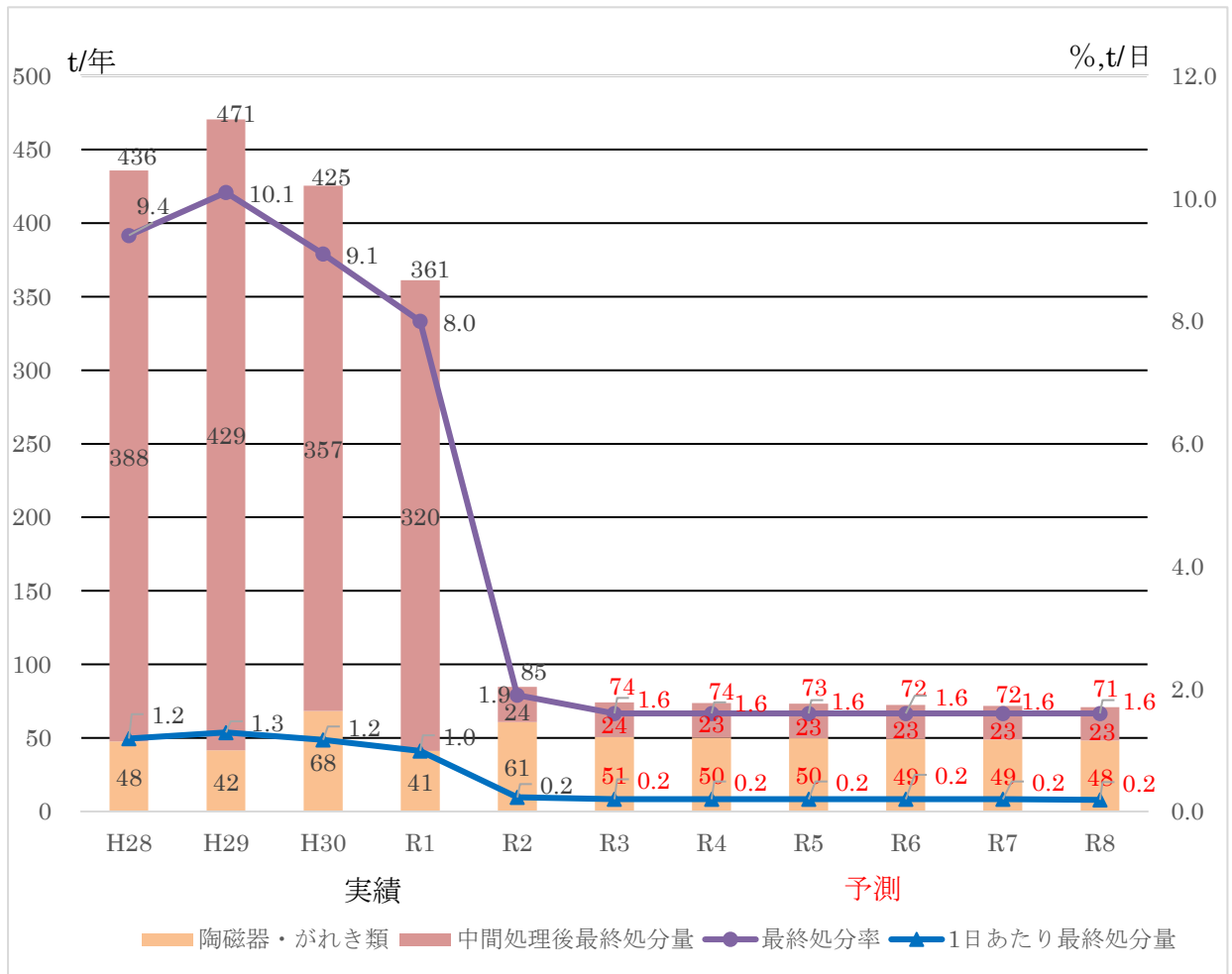


図 4-7 最終処分量の実績と予測

(5) 事業系ごみ排出量の将来予測

事業系ごみ排出量の予測は、表 4-12 及び図 4-8 に示すとおりです。新型コロナウイルス感染による影響で令和元年、2 年度は減少していますが、経済回復を見込み予測値は変更していません。

事業所に対する指導・啓発を強化することで、事業系可燃ごみの増加を抑制します。

表 4-12 事業系ごみ排出量の実績と予測

項目	年度	単位	実績					予測	
			H28	H29	H30	R1	R2	R3	R8
生活系ごみ		t/年	3,459	3,478	3,451	3,350	3,308	3,323	3,176
事業系ごみ		t/年	1,166	1,179	1,203	1,184	1,107	1,207	1,205
1日あたり事業系ごみ排出量		t/日	3.2	3.2	3.3	3.2	3.0	3.3	3.3
事業系ごみの割合		%	25.2	25.3	25.8	26.1	25.1	26.6	27.5

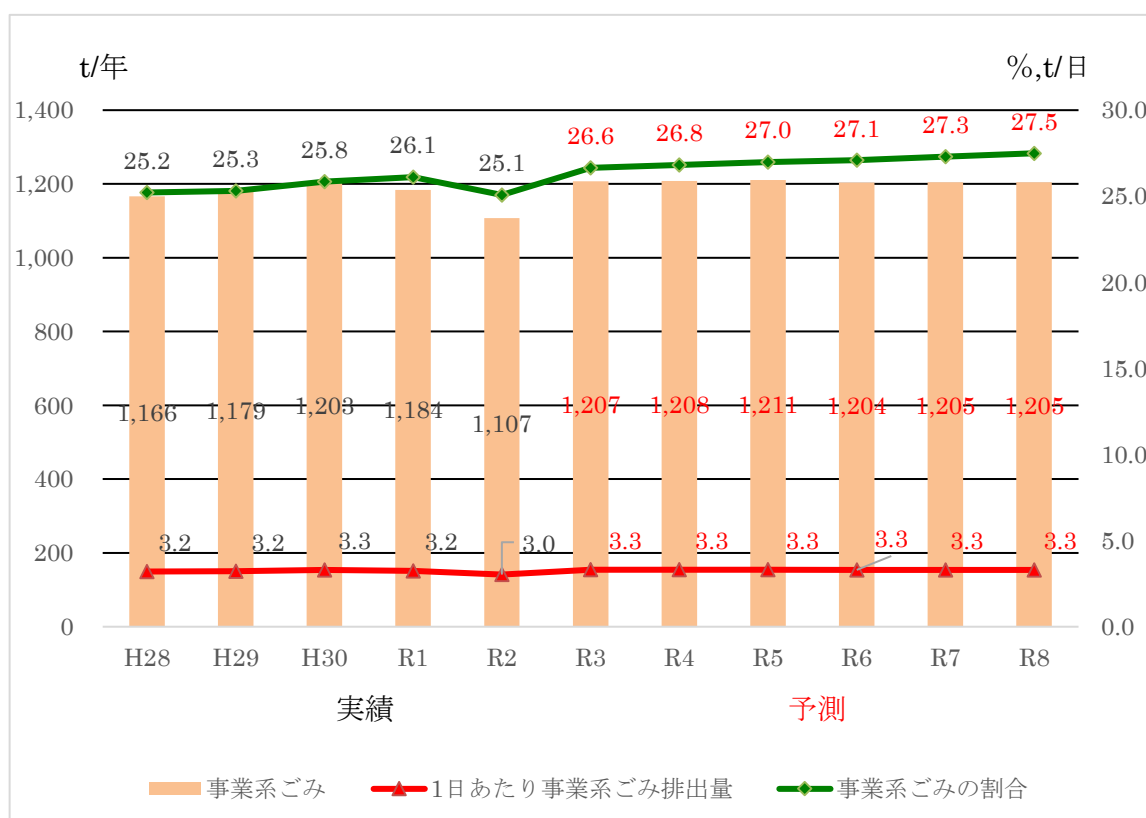


図 4-8 事業系ごみ排出量の実績と予測

5. ごみ処理に関する基本的事項

(1) ごみ処理フロー

目標年度（令和8（2026）年度）におけるごみ処理フローは、図4-9に示すとおりです。



図4-9 ごみ処理フロー 令和8（2026）年度

(2) 収集運搬計画

① 収集形態・収集回数

令和8(2026)年度における生活系ごみの収集・運搬体制は、表4-13に示すとおりです。なお、事業系ごみの収集・運搬は、現状と同様に事業者自ら行います。

表4-13 収集・運搬体制(2026年度)

ごみの種類		収集形態	収集方法	収集回数	収集容器
可燃ごみ		委託	ステーション	週2回	指定袋
不燃ごみ	金物・ガラス類			月1回	
	陶磁器類			年2回	
粗大ごみ		委託	ステーション	月1回	指定シール
		直営	戸別収集	週1回	
特別ごみ	蛍光灯・水銀体温計	直営	拠点回収	随時	回収箱
	乾電池	委託	ステーション	年2回	コンテナ
		直営	拠点回収	随時	
資源物	びん	委託	ステーション	隔月 (年6回)	コンテナ
	缶				コンテナ
	ペットボトル				コンテナ
	紙類				—
	古着				—
	廃食用油				—
	プラスチック製容器包装			月2回	指定袋
	小型家電		拠点回収	随時	回収ボックス

② 排出禁止物

ごみの適正かつ効率的な処理のため、表4-14に示すものをステーション及び回収場所への排出禁止物とします。

表 4-14 排出禁止物

項目	内容
適正処理困難物	揮発油（ガソリン、シンナーなど）、灯油、廃油、花火、火薬類、タイヤ、オートバイ、エンジン、バッテリー、モーター、消火器、塗料、プロパンガス、ボンベ、ピアノ、農薬、殺虫剤、容器入りの薬品、注射針、点滴用チューブなど
一時多量ごみ	引っ越しなどにより多量に出るごみ、建築廃材、多量の草木類など
事業ごみ	事業活動（商店、飲食店など）、農業（農業用機械、育苗箱、農業用ビニールなど）に伴って出るごみ

③ 特定ごみ

令和 4 年度より処理困難物のうち、組合で共同処理するものを「特定ごみ」として民間最終処分場で処分します。表 4-14-1 に特定ごみの種類を示します。

表 4-14-1 特定ごみ

項目	内容
特定ごみ	石臼、FRP 浴槽、耐火金庫、珪藻土製品（石綿含有物）、スレート、石膏ボード、大理石、つけものの石、ボーリングの球など

④ 収集・運搬体制

令和 8 (2026) 年度における収集運搬体制は、現状の体制の維持を予定しており、今後も直営による拠点回収と業務委託による収集の併用により、収集・運搬を実施する予定です。

(3) 中間処理計画

令和 8 (2026) 年度における中間処理体制は、表 4-15 に示すとおりです。

表 4-15 中間処理体制（2026 年度）

ごみの種類		中間処理体制
可燃ごみ		収集後、組合の可燃ごみ処理施設で焼却処理を行います。
不燃ごみ		収集後、組合の不燃ごみ処理施設で破碎・選別処理を行います。
粗大ごみ		
特別ごみ	蛍光灯・水銀体温計	回収後、組合で一時保管した後、専門の処理業者に引き渡します。
	乾電池	回収後、民間業者の中間処理施設で一時保管した後、専門の処理業者に引き渡します。
資源物	びん	収集後、資源再生業者に引き渡します。
	缶	収集後、民間業者の中間処理施設で選別・圧縮した後、資源再生業者に引き渡します。
	ペットボトル	収集後、民間業者の中間処理施設で選別・破碎した後、資源再生業者に引き渡します。
	廃食用油	収集後、平芝エコロジーセンターで一時保管した後、資源再生業者に引き渡します。
	プラスチック製容器包装	収集後、民間業者の中間処理施設で選別・圧縮・梱包した後、資源再生業者に引き渡します。
	紙類・古着	回収後、資源再生業者に引き渡します。
	小型家電	回収後、民間業者の中間処理施設で一時保管した後、認定事業者引き渡します。

（４）最終処分計画

本町の所有する御嵩町南山一般廃棄物最終処分場は、平成 22（2010）年度に供用を開始しており、令和 41（2059）年度までの埋立期間を有しています。

今後も定期的な最終処分場の残余容量把握や水質検査を実施することで、適切な維持管理を行います。

6. ごみ処理施設整備に関する事項

組合の所有するささゆりクリーンパーク最終処分場は、可燃ごみの溶融スラグを埋め立てていましたが、大規模災害に備えて施設の処理能力を増加させるため、令和元年度（2019）年から溶融スラグ化の休止により埋め立てしていません。最終処分地内でこれまで溶融スラグを埋め立てた敷地（第 1 期、第 2 期の一部）は、令和 4 年度に覆土工事を予定しています。

また、ささゆりクリーンパークは、地元協定により令和 20（2038 年）年度末が操業期限となっており、令和 2 年度より建設にかかる基金の設立、令和 3 年度より候補地選定等を検討しています。

7. その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) 災害対策

本町の災害時における廃棄物処理は、御嵩町災害廃棄物処理計画（平成 20 年度策定・平成 23 年度、平成 30 年度一部改訂）に基づき実施します。

また、災害廃棄物処理計画は適宜見直しを行います。

(2) 不適正排出・不法投棄対策

不適正排出・不法投棄は生活環境や自然環境に大きな影響を及ぼすため、本計画の着実な実施を図るためにも、不法投棄に係る取り組みを強力に進めていきます。

表 4-16 不法投棄に関する取り組み

項目	内容
啓発の推進	住民や事業者に、広報など様々な機会を通じてごみの適正な処理方法を周知します
監視体制の強化	不法投棄の多い場所に対し、重点的なパトロールの実施や、監視カメラの設置などを検討し、不法投棄されにくい環境づくりを進めます。
投棄者への対応	投棄者が判明した場合には、投棄者自身に処理させるなど厳しく指導します。また、投棄者の調査や処罰については警察と連携して厳格に対処します。
持ち去り防止への対応	本町では、御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、生活系廃棄物の持ち去り行為を禁止しています。さらに持ち去り防止を強化する手法について、他自治体の事例などを調査・研究します。

第5章 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理の沿革

生活排水処理に係る処理施設には、集合処理施設（下水道、農業集落排水施設等）及び個別処理施設（浄化槽等）があります。

本町の下水道は、平成2（1990）年より汚水施設整備を中心に事業を進めてきましたが、ここ数年は、国の公共事業予算の財源節約や、これまでの建設投資に要した費用の元利償還が増大してきたことから、新たな地方債の発行を抑制するため、その整備規模を縮小して事業を進めています。

各家庭の早期の水洗化を促進するため、「御嵩町水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給規則」を定めて、必要な工事資金の融資あっ旋及びその借入に係る利子の全部を補助（利子補給）し、接続率向上に努めています。

合併処理浄化槽の設置については、平成9（1997）年6月に国が単独処理浄化槽の廃止対策の推進を都道府県に通知したことを受け、以降、新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられました。既設の単独処理浄化槽については、平成13（2001）年4月の浄化槽法改正後においても浄化槽法上の浄化槽とみなすものとされていますが、既設の単独処理浄化槽を使用するものは、原則として合併処理浄化槽への設置替えまたは構造変更に努めなければならないこととされています。本町においては、下水道未整備地域での合併処理浄化槽の設置を推進しています。

本町のし尿の収集・運搬については、本町が許可した業者が行っています。

2. 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、表5-1に示すとおりです。

なお、下水道の種別は、流域関連公共下水道（木曾川右岸処理区）です。

表5-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
流域関連公共下水道 （流域下水道に接続）	し尿、生活雑排水	御嵩町 （流域下水道は岐阜県）
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人など
単独処理浄化槽	し尿	個人など
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	可茂衛生施設利用組合

3. 処理体系

本町における生活排水の処理フローは、図 5-1 に示すとおりです。

生活排水のうち、し尿と生活雑排水を合わせて処理をしている施設は、面整備型の集合処理施設として、国道 21 号沿いに広がった住宅地等を対象にした流域関連公共下水道と、個別処理施設として家庭や団地等の敷地内に設置した合併処理浄化槽があります。

これらの施設で処理している人口は約 79%（令和 2 年度末）で、残りは生活雑排水を未処理のまま河川等に排出しています。

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生した浄化槽汚泥とくみ取り便槽のし尿は、組合の汚泥再生処理施設「緑ヶ丘クリーンセンター」で処理され、発生する汚泥の資源化として、乾燥汚泥肥料及び炭化汚泥肥料を製造してきましたが、施設老朽化により令和 3 年 9 月で炭化汚泥肥料の製造を終了しました。

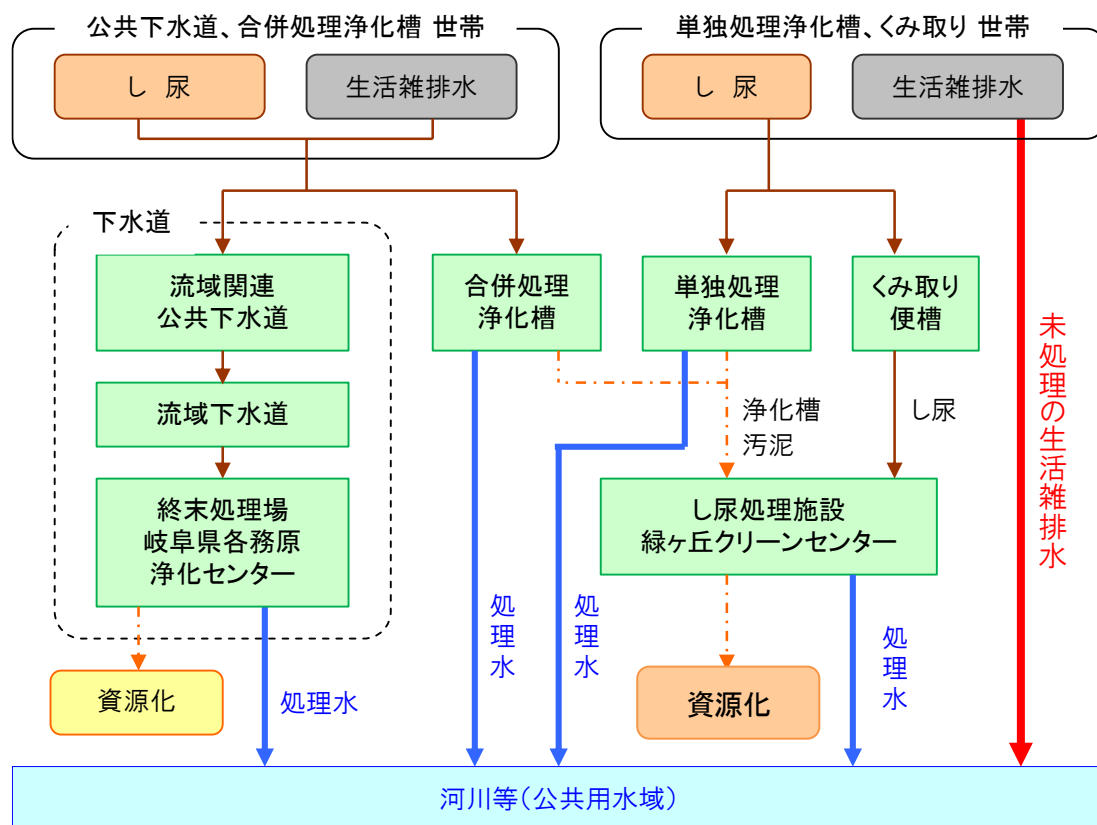


図 5-1 生活排水処理の流れ

4. 生活排水処理形態別人口の推移

本町における過去5年間の生活排水処理形態別人口の推移は、表5-2及び図5-2に示すとおりです。

令和2（2020）年度における本町の生活排水処理率[※]は、79.3%です。

表5-2 処理形態別人口の推移

区 分	単位	実績				
		H28	H29	H30	R1	R2
計画処理区域内人口	人	18,557	18,441	18,283	18,279	18,058
水洗化・生活雑排水処理人口	人	13,847	14,435	14,361	14,451	14,314
	公共下水道人口	10,452	10,971	10,745	10,960	10,875
	合併処理浄化槽人口	3,395	3,464	3,616	3,491	3,439
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	1,121	1,216	1,197	1,174	1,126
	単独処理浄化槽人口	1,121	1,216	1,197	1,174	1,126
非水洗化人口	人	3,589	2,790	2,725	2,654	2,618
	し尿人口(汲み取り)	3,589	2,790	2,725	2,654	2,618
	自家処理人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	74.6	78.3	78.5	79.1	79.3
世 帯 数	戸	7,233	7,301	7,360	7,492	7,492
1世帯当たりの人数	人/戸	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4

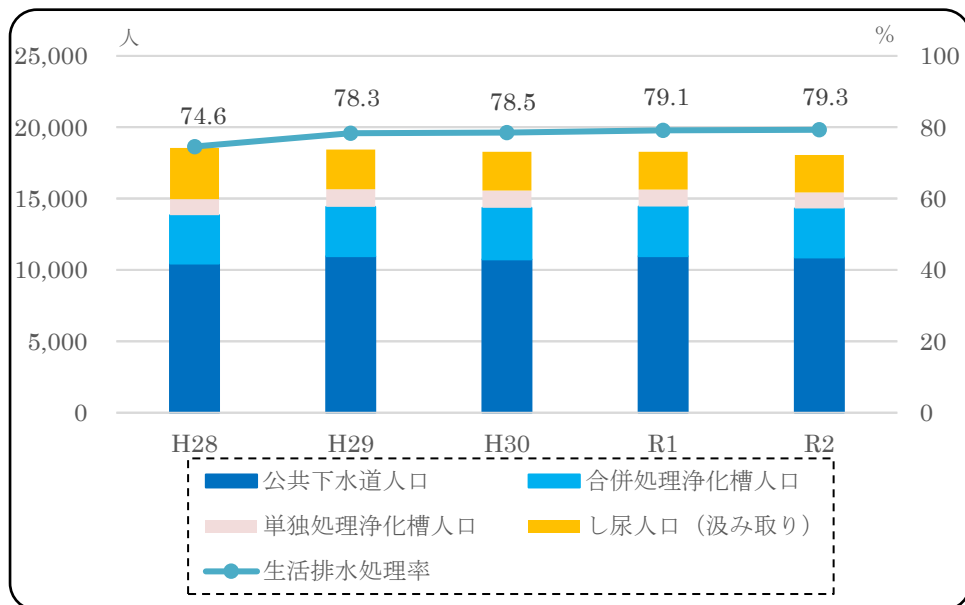


図5-2 処理形態別人口の推移

※生活排水処理率=水洗化・生活雑排水人口÷計画処理区域内人口×100

5. し尿及び汚泥の発生状況

本町における過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥発生量の推移は、表5-3及び図5-3に示すとおりです。

し尿人口の減少に伴い、し尿及び浄化槽汚泥発生量も減少しています。

表5-3 し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移

区 分		単位	実 績				
			H28	H29	H30	R1	R2
発生量	し尿	kg/年	1,368	1,342	1,233	1,214	1,154
	浄化槽汚泥	kg/年	3,863	3,956	3,882	3,927	3,920
	合 計	kg/年	5,231	5,298	5,115	5,141	5,074
	1日平均排出量	kg/日	14.3	14.5	14.0	14.1	13.9

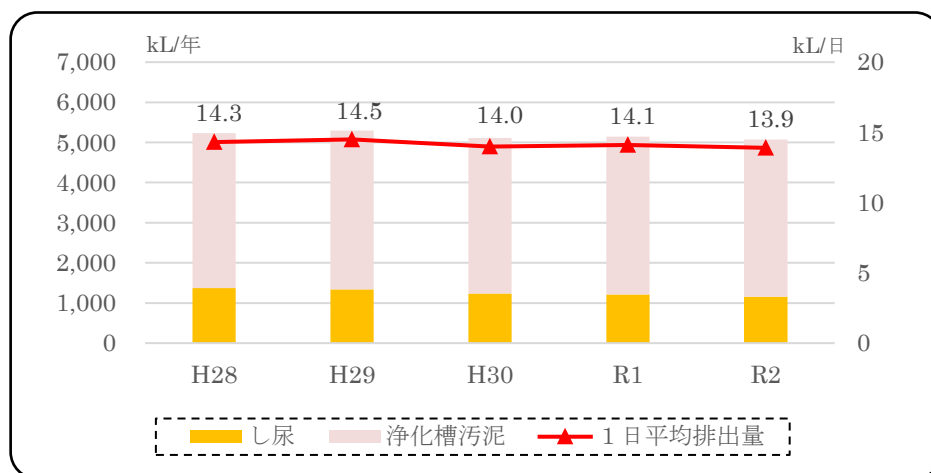


図5-3 し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移

6. 収集・運搬

本町における収集運搬体制は、表5-4に示すとおりです。

表5-4 し尿及び汚泥発生量の推移

区分	収集運搬	業者数	収集回数	収集方法
し尿	許可業者	1社	月2回	バキューム式収集運搬車による個別収集方式
浄化槽汚泥	許可業者	1社	年1回以上	バキューム式収集運搬車及び汚泥濃縮車による個別収集方式

7. 生活排水処理施設

(1) 合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽

本町における合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の設置基数は、表 5-5 に示すとおりです。下水道への切り替えが進み単独処理浄化槽設置基数は減少しています。

表 5-5 浄化槽設置基数の推移

区 分	単位	実 績				
		H28	H29	H30	R1	R2
浄化槽設置基数	基	996	970	968	967	957
合併処理浄化槽基数	基	571	563	565	572	569
単独処理浄化槽基数	基	425	407	403	395	388

(2) 下水道

本町における下水道計画の概要及び木曾川右岸流域下水道各務原浄化センターの概要は、表 5-6 及び表 5-7 に示すとおりです。

表 5-6 公共下水道の概要

事業主体		御嵩町	
下水道種別		流域関連公共	
処理区名		木曾川右岸処理区	
都市計画決定年月日	当初	平成 2 年 10 月 16 日	
	最終	令和 2 年 8 月 14 日	
下水道法第4条第2項に基づく協議終了日	当初	平成 2 年 12 月 11 日	
	最終	令和 3 年 3 月 3 日	
都市計画法第 63 条第 1 項認可	当初	平成 2 年 12 月 18 日	
	最終	令和 3 年 3 月 23 日	
		全体計画	事業認可
処理区域面積(ha)		838.0	630.1
計画処理人口(人)		14,100	14,830
基礎家庭汚水量(L/人・日平均)		270	270
計画工場排水量(m ³ /日平均)		751	129
計画汚水量(m ³ /日)	日平均	5,559	4,804
	日最大	6,832	6,042
	時間最大	10,200	8,716
下水道着手年月		平成 2 年 12 月	
処理開始年月		平成 8 年 3 月 31 日	

表 5-7 流域関連公共下水道の概要

項 目	内 容		
	全体計画	事業認可	
計画処理区域面積(ha)	16,643	13,443	
計画処理人口(人)	433,900	420,580	
浄化センター	名称	岐阜県各務原浄化センター	
	所在地	各務原市前渡西町1521番地	
	面積	約37ha	
	処理方式	標準活性汚泥法、嫌気無酸好気法、ステップ流入式多段硝化脱窒法+凝集剤添加+急速砂ろ過	
	処理能力	242,000m ³ /日	235,000m ³ /日
	放流先河川	木曾川、境川(長良川)	
管渠	幹線管渠	φ250~2,600 約78km	
	ポンプ場	長森、岐南、兼山、川島	
	放流管渠	φ400~1,500 約9km	
年次計画	令和7年度	令和2年度	

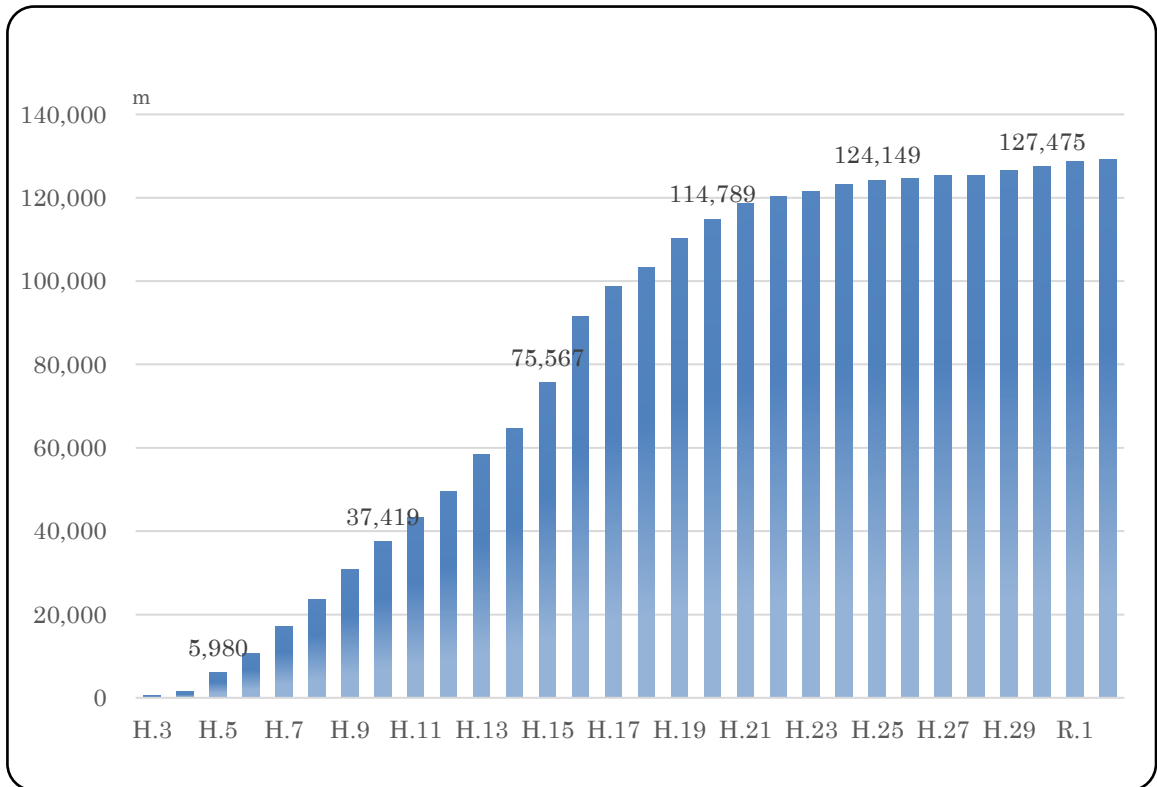


図 5-4 公共下水道管路総延長の推移

し尿処理施設

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥は、可茂衛生施設利用組合「緑ヶ丘クリーンセンター汚泥再生処理施設」で処理されています。

緑ヶ丘クリーンセンターの概要及び処理実績は、表 5-8 及び図 5-5 に示すとおりであり、くみ取り世帯の減少に伴う浄化槽への切り替えにより浄化槽汚泥混入率は年々増加し、施設の設計条件である浄化槽汚泥混入率 64%を上回っている状況です。

表 5-8 し尿処理施設の概要

項目	内容
管理主体	可茂衛生施設利用組合
施設名称	緑ヶ丘クリーンセンター汚泥再生処理施設
所在地	美濃加茂市牧野 1912 番地 2
供用開始	平成 16 年 4 月
処理能力	100kL/日(し尿 36kL/日、浄化槽汚泥 64kL/日)
処理方式	前処理:細目スクリーン+スクリュープレス 水処理:標準脱窒素処理方式 高度処理:凝集沈殿+オゾン+砂ろ過 汚泥処理:多重円盤脱水+乾燥+炭化または焼却 臭気処理:高濃度=生物脱臭 中濃度=アルカリ洗浄+活性炭吸着 低濃度=活性炭吸着
放流先	木曾川

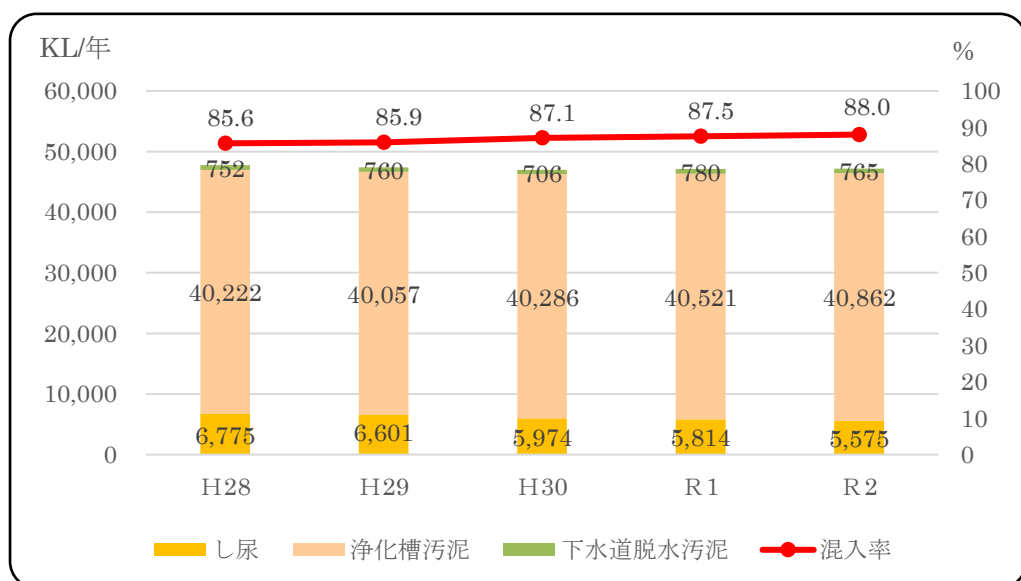


図 5-5 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

8. 生活排水処理事業の課題

本町における生活排水処理の現状を考慮し、生活排水処理事業の課題を整理すると、次のとおりです。

(1) 生活排水処理率の向上

岐阜県では下水道整備の推進などによる生活排水処理が進められており、生活排水処理率の向上によって、公共用水域の水質保全が図られています。

「令和元年度一般廃棄物処理実態調査」(環境省)によると、岐阜県の生活排水処理率は83.2%でした。

令和2(2020)年度における本町と令和元(2019)年度における岐阜県及び全国との生活排水処理形態別人口の比較は、表5-9に示すとおりです。

本町はし尿人口(くみ取り)が約15%を占め、およそ20%の生活排水が処理されていないことから、生活排水処理率は岐阜県及び全国の値を下回っています。

引き続き公共下水道の整備と接続率の向上を進めるとともに、下水道整備区域外では合併処理浄化槽への転換を促すことで、生活排水処理率の向上を図る必要があります。

表5-9 生活排水処理形態別人口の比較

区 分	単位	御嵩町	岐阜県	全国
計画処理区域内人口	人	18,058	1,996,003	127,156,017
水洗化・生活雑排水処理人口	人	14,314	1,661,496	111,464,315
下水道人口	人	10,875	1,326,964	96,777,652
コミュニティ・プラント人口	人	0	15,379	305,589
合併処理浄化槽人口	人	3,439	319,153	14,381,074
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	1,126	245,144	9,875,346
単独処理浄化槽人口	人	1,126	245,144	9,875,346
非水洗化人口	人	2,618	89,363	5,816,356
し尿人口(くみ取り)	人	2,618	89,047	5,745,284
自家処理人口	人	0	316	71,072
生活排水処理率	%	79.3	83.2	87.7

注) 本町の処理形態別人口は、令和2年度末の値で比較しています。

(2) 浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽を使用している家庭の一部で、法定検査の受検などの適正な維持管理がなされていない場合があります。

これらについて、引き続き啓発活動などにより適正な維持管理を推進する必要があります。

(3) 下水道整備

令和2年度末における下水道普及率は77.8%であり、下水道事業計画に基づき整備を進めて行き、下水道整備率の向上を図る必要があります。

公共下水道を整備しても、単独処理浄化槽世帯やくみ取り世帯が下水道に接続しなければ、生活排水処理は向上しません。

本町の下水道接続率は令和2年度末で77.4%ですが、公共下水道が整備された区域の世帯のうち、まだ下水道に接続していない世帯で生活雑排水の処理がされていない単独処理浄化槽世帯及びくみ取り世帯については、引き続き下水道に接続するように働きかける必要があります。

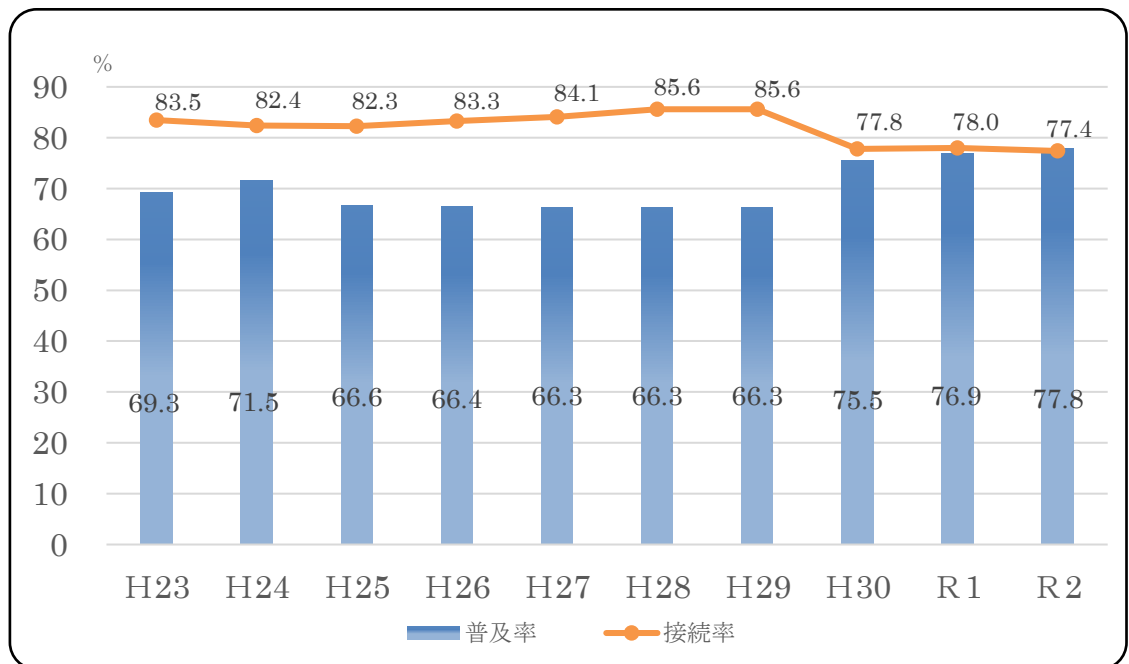


図 5-6 下水道普及率・接続率の推移

第6章 生活排水処理基本計画

1. 基本理念

本町では平成 19（2007）年度に一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）を策定し、基本理念「環境について考え行動するまち」のもと「水と水辺をまもる」「環境について自ら責任のある行動を行える人づくり」を基本方針として、生活排水の処理に関する啓発と、生活排水処理施設の整備を進めてきました。

また、本町における生活排水処理に関する計画では、先行して「生活排水対策推進計画（第2次改訂版）・平成 26 年 3 月」と「御嵩町下水道中期ビジョン・平成 27 年 3 月、平成 29 年 3 月改訂」において、本計画（生活排水処理基本計画）と同様に、本町の今後の生活排水処理のあり方を示しています。

このため、生活排水処理として共通の理念を持って実施にあたることが望ましいと考えることから、「生活排水対策推進計画」及び「御嵩町下水道中期ビジョン」で定められている基本理念「ふれあいたくなる川を共に育む 環境のまち みたけ」を本計画の基本理念に踏襲しました。

本計画では、この基本理念を踏まえ、更なる生活排水処理対策を推進し、川に入って遊びたいくなるような水環境の保全を進めていきます。

ふれあいたくなる川を共に育む 環境のまち みたけ

2. 生活排水処理の数値目標

岐阜県が策定した「岐阜県汚水処理施設整備構想」に関連し策定した、「御嵩町汚水処理施設整備構想」における本町の令和 8（2026）年度における汚水処理普及率（下水道及び合併処理浄化槽が整備済みの人口）は 95.4%としています。公共下水道の整備については、「御嵩町公共下水道事業計画（令和 3 年～）」に反映し、整備を進めます。

このことから、本計画の数値目標は汚水処理普及率に下水道接続率を考慮し、令和 8（2026）年度の生活排水処理率 86%とします。

2026 年の生活排水処理率を **86 %** にします。

3. 目標達成のための取り組み

効率性・経済性を基本とし、早期の汚水処理人口普及率 100%を目指し、下水道による整備を中心としつつ、合併処理浄化槽の特性も活かした整備手法を導入していきます。

(1) 下水道の整備

① 下水道区域における整備の推進

「御嵩町汚水処理施設整備構想」に基づき、下水道整備を行うべき区域については、令和 17（2035）年度の整備完了を目指します。

② 下水道接続率の上昇

下水道の整備を行っても、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から下水道に接続しないと、生活排水は処理されません。

このため、下水道を整備した供用開始後 3 年以内の区域内の方には、接続工事資金の融資あっせんや利子補給の制度により経済的な支援を行い、早期の接続を促します。

(2) 合併処理浄化槽への転換

下水道整備区域外のくみ取り世帯及び単独処理浄化槽世帯については、合併処理浄化槽設置整備補助金により、合併処理浄化槽への転換・新規設置に対して補助金を交付することで、合併処理浄化槽への転換を進めます。

(3) 浄化槽の適切な維持管理

浄化槽の適切な保守点検、清掃及び検査の啓発活動を、県や関係業者と連携して実施します。



4. 生活排水処理の将来予測

(1) 処理形態別人口の将来予測結果

「御嵩町汚水処理施設整備構想」における汚水処理普及率及び下水道接続率を考慮した、処理形態別人口の将来予測は、表 6-1 及び図 6-1 に示すとおりです。

表 6-1 生活排水処理形態別人口の将来予測結果

区 分	単位	実績					予測	
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R8
計画処理区域内人口	人	18,557	18,441	18,283	18,279	18,058	17,670	17,514
水洗化・生活雑排水処理人口	人	13,847	14,435	14,361	14,451	14,314	13,986	15,134
公共下水道人口	人	10,452	10,971	10,745	10,960	10,875	11,690	13,650
合併処理浄化槽人口	人	3,395	3,464	3,616	3,491	3,439	2,296	1,484
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	1,121	1,216	1,197	1,174	1,126	1,097	952
単独処理浄化槽人口	人	1,121	1,216	1,197	1,174	1,126	1,097	952
非水洗化人口	人	3,589	2,790	2,725	2,654	2,618	2,587	1,428
し尿人口(汲み取り)	人	3,589	2,790	2,725	2,654	2,618	2,587	1,428
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	74.6	78.3	78.5	79.1	79.3	79.2	86.4

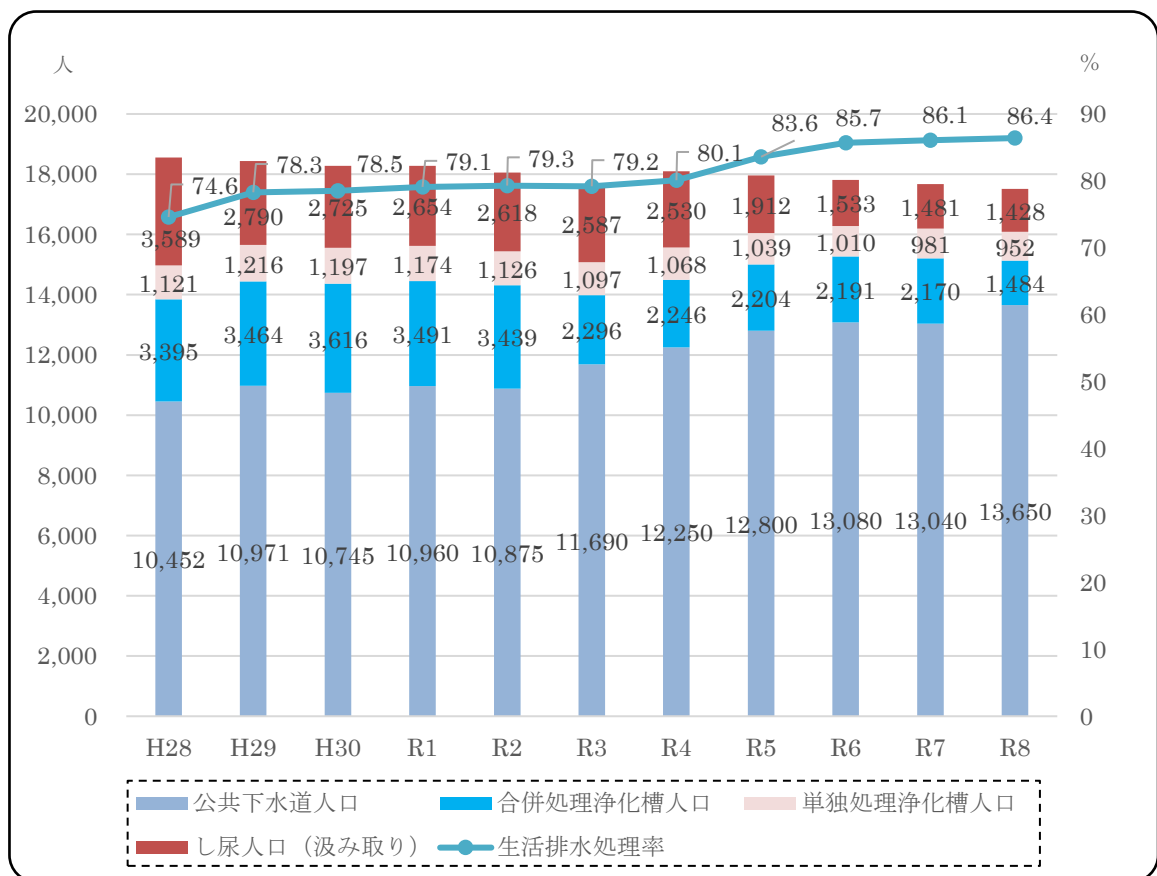


図 6-1 生活排水処理形態別人口の将来予測結果

(2) し尿及び浄化槽汚泥発生量の将来予測結果

し尿及び浄化槽汚泥発生量の将来予測結果は、表 6-2 及び図 6-2 に示すとおりです。くみ取り人口及び浄化槽人口が減少するに従い、し尿及び浄化槽汚泥発生量も減少していきます。

表 6-2 し尿及び浄化槽汚泥発生量の将来予測結果

区分	単位	実績					予測		
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R8	
発生量	し尿	KL/年	1,368	1,342	1,233	1,214	1,154	1,112	902
	浄化槽汚泥	KL/年	3,863	3,956	3,882	3,927	3,920	3,909	3,854
	合計	KL/年	5,231	5,298	5,115	5,141	5,074	5,021	4,756
	1日平均排出量	KL/日	14.3	14.5	14.0	14.1	13.9	13.8	13.0

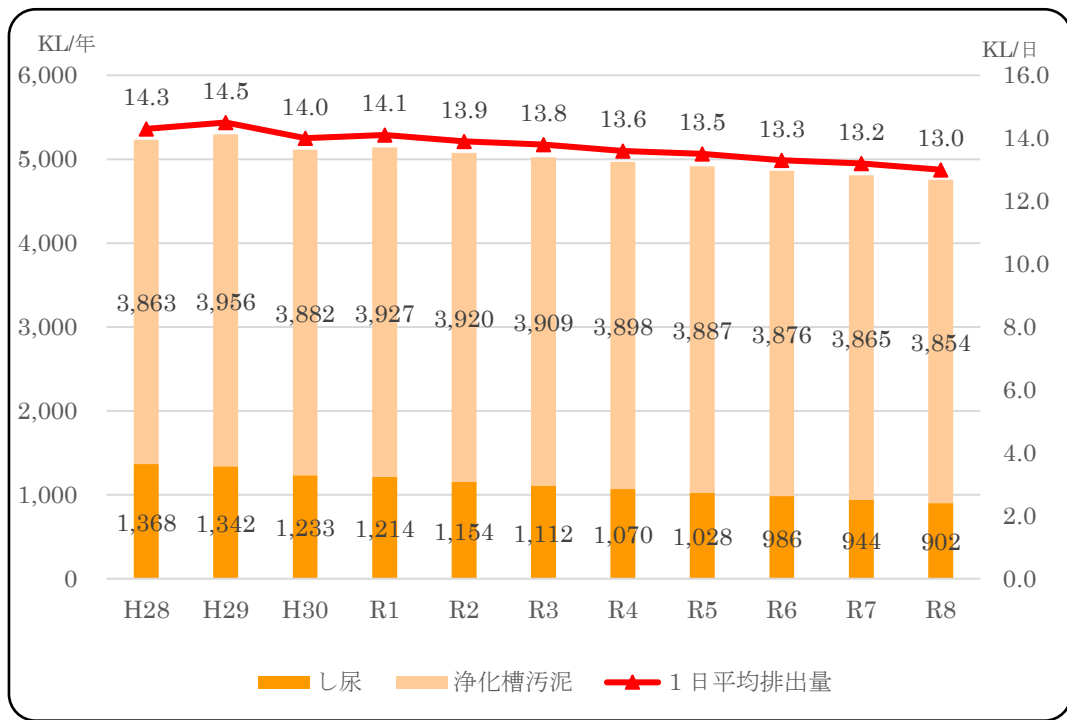


図 6-2 し尿及び浄化槽汚泥発生量の将来予測結果

5. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥は、現状と同様に組合の緑ヶ丘クリーンセンター汚泥再生処理施設で適正処理を実施していきます。

(1) 収集・運搬計画

し尿の収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が実施しています。浄化槽の清掃に伴って生じた汚泥の運搬は、浄化槽法に基づく浄化槽清掃業の許可及び一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が、一台の業務としてバキューム式汚泥収集車及び汚泥濃縮車で行っています。

今後も、この体制を継続していくとともに、収集対象物の排出量の変化への対応、計画的な収集作業の指導により、より安定的な収集・運搬を行います。

(2) 中間処理・資源化計画

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、現状と同様に、組合の緑ヶ丘クリーンセンター汚泥再生処理施設で処理を行います。

6. 施設整備計画

下水道整備区域については、平成 28（2016）年度に策定した「御嵩町汚水処理施設整備構想」及び「御嵩町公共下水道事業計画（令和 3 年～）」に基づき、令和 17（2035）年度の整備完了を目指します。



カワゲラウオッチング

7. 広報・啓発活動

生活排水対策を推進していくためには、住民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた取り組みを進める必要があります。

本町では、啓発・情報収集の施策として表 6-3 に示す内容を実施するとともに、表 6-4 に示す内容の広報を今後も継続的に実施していきます。

表 6-3 啓発・情報収集の施策

項目	内容
河川の水質調査	生活環境項目については年 4 回、健康項目については年 2 回、可児川本流 3 ヶ所とその支流 7 ヶ所で水質調査を実施しています。
河川の水生生物調査 (カワゲラウオッチング)	河川の水質を知るとともに、調査の体験を通じて水質の保全及び浄化の重要性の認識を深めることを目的に、小・中学生及び水質保全団体などの参加により、水生生物調査を行っています。
県・関係市町との連携	県からは必要に応じて資料の提供を受けるとともに、関係市町とは定期的な会議で情報交換を行っています。

表 6-4 広報の取り組み

項目	内容
広報・回覧	年 12 回発行の広報や回覧を通じて、生活排水などの記事を掲載し、情報の共有化を図るとともに PR していきます。
環境学習	地域の子どもたちの環境への関心を高めたり、生涯学習講座などによる環境関連講座の開講により、環境に関する学習の機会を提供していきます。
年次報告書	河川水質調査の結果を、「御嵩町環境汚染総合調査報告書」に掲載し、公表していきます。
生活排水対策指導員	定期的な生活排水対策指導員会議の開催により、河川環境への関心の喚起を促すとともに、情報の提供・PR を行います。